

壮警町議会決算審査特別委員会会議録

令和2年9月17日（木曜日）

○付託議件 議案第71号 令和元年度壮警町各会計歳入歳出決算認定について

○出席委員（8名） 議長は職務のため出席

委員長	加藤正志君	委員	真鍋盛男君
副委員長	菊地敏法君	〃	毛利爾君
委員	松本勉君	〃	森太郎君
〃	佐藤忖君	議長	長内伸一君
〃	山本勲君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町長	田鍋敏也君
副町長	黒崎嘉方君
教育長	谷坂常年君
会計管理者	阿部正一君
税務会計課長	
総務課長	庵匡君
企画財政課長	上名正樹君
住民福祉課長	齊藤英俊君
商工観光課長	三松靖志君
産業振興課長	木下薫君
建設課長	澤井智明君
生涯学習課長	河野圭君
選管書記長(兼)	庵匡君
農委事務局長	齋藤誠士君
監委事務局長(兼)	小林一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小林一也君
------	-------

◎開議の宣告

○加藤委員長 これより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○加藤委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において森太郎委員、菊地敏法委員を指名いたします。

◎議案第71号

○加藤委員長 議案第71号 令和元年度壮警町各会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

質疑を受けます。まず、一般会計歳入全体について。

○松本委員 確認ですが、全体で質問の言わば暗黙のといえますか、3回というか、それはどのような扱いになるのかというのは委員長にお任せしますが、別に3つ以上あるとか、そうではないですけれども、1ページずついくのかなというふうに思っていましたので、その辺の柔軟な対応よろしく願いしながら質問したいと思いますが、すみません。

町税、分担金、負担金、それから使用料及び手数料に関わることでございまして、言うまでもなくこれらは本町における貴重な自主財源でありますから、その確保に努力、鋭意努めるといのは当然のことではありますが、さきの一般質問、同僚、佐藤議員の一般質問のやり取りがありまして、町税、それから分担金及び負担金、使用料及び手数料の徴収に関わったり、あるいは徴収ができない場合の処理だったりといったことが法的に、地方税法ですか、法的にそれぞれ縛りが違ったり、ルールが別にあるというようなニュアンスのやり取りを聞いておりまして、一般質問の質問要旨は拝見できるのでありますが、答弁の中身は口頭で聞く以外に我々ないものですから、詳細を理解しないで質問させていただいて恐縮ではありますが、その確認が主な中身であります。

そこで、監査委員の意見書にもございましたけれども、町税の収納率はアップしているという評価がありました。一方で、使用料及び手数料、住宅使用料ですね、特に、挙げておりましたけれども、滞納が目立つということで増えているということでその徴収率がアップする取組をすべきであるという意見が付されてございましたが、そのことについてもお伺いしたいのでありますが、まず根本的な先ほど言いました町税、5種類ぐらい、市町村民税、それから固定資産税とございます。その町税、それから分担金及び負担金、これ保育料とかも入ります。そして、使用料及び手数料、先ほど言った住宅使用料ですとか、高校の授業料も入るようです。この辺のことが根本的に先ほど言いましたように徴収に関わって、ないしは徴収できない、言わば債権回収ができないような場合の処理、要するに

時効含めて、そのルールに違いがあるのかどうかということも教えていただければと思うのですが。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

地方税につきましては、地方税法という法律がありまして、その中で滞納金ですとか、未納金ですとか、それについて規定されておりました、税については滞納があった場合は強制徴収することができるという、そういう明確な規定があります。それに基づいて税については滞納処分、具体的に言うと差押えとかなのですけれども、そういうのを実施したりしています。ほかの今言った使用料だとか手数料、例えば今おっしゃった保育料ですとか、あと高校の授業料ですとかはそれぞれ、例えば保育料であれば子ども・子育て支援法という中に滞納処分について規定がありまして、それは地方税滞納処分の例によるという一文が入っています。その一文が入っていれば、強制徴収ができるということになっております。先日一般質問でも話題になりました住宅料とか水道料については、そういう一文が入っていないので、権限がないから強制徴収できないということになります。なので、強制徴収できるというふうに言われているものについては、ほかにも例えば介護保険料ですとか、後期高齢者医療保険料ですとかあるのですけれども、必ず関係法律の中に滞納処分という項目があって地方税の例により滞納処分することができるという一文が入っています。それに基づいて処理というか、滞納処分をすることになります。それがなかったら、強制徴収はできないということになります。

以上でございます。

○松本委員 強制徴収権、差押え等の有無については理解いたしました。その上で、先ほども触れましたけれども、要するに債権回収が、言い方変ですか、要するに徴収できない、不可能な場合、いろいろございます。その際の処理の違い、要するに会計的に言えば、うちでいえば不納欠損処理というのがございます。私は、勝手な解釈で請求行為を続けていれば時効期間にはならないけれども、それができなくなってから、要するに請求行為しても相手がいなかったり、不明だったり、何らかの理由でできないという判断があれば、5年たてば不納欠損になるのだというふうな理解もしていたつもりなのですが、一般質問のやり取りのかすかな部分で整理すると、住宅使用料でしたか、平成の頭ぐらいからずっと残っている部分もあるような話を耳にしたものですから、その辺の処理はどのようになっているのかということが疑問に湧いたので、聞いています。その処理に違いがあるのか、税、使用料、分担金、負担金、その確認だったのですが。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

不納欠損処理、税の場合ですと時効5年というのもあるのですけれども、今委員おっしゃられたようにもう本当に会社が存在しないとか、もう死亡していないとかという場合については5年を待たずにして、それは地方税法に定められているので、即時というふうに言うのですけれども、そういう確認が取れて即時で落とすこともできます。落とすことともいうか、落としますし、あとは生活困窮なんかで生活保護なんか受給されている場合に

つきましては5年でなくて3年間、そういうのが3年間続いたら消滅というような、これも法律にそういうふうに書いてありますので、それに基づいて処理をしております。なので、全部が全部5年ということではなくて、例えば3年だったり、即時だったりということもあります。

先ほどおっしゃられた請求を続けていればということなのですが、ただ請求していただければ駄目で、滞納処分というものをしなければ時効というのは止まらないことになっておりまして、例えば督促状を送って差押えするとかという処分をすれば、当然止まりますけれども、ただ請求して払ってくれといただけでは時効は止まらないので、そのまま置いていけば5年たって時効ということになってしまいます。

いずれにしても、地方税では最長時効が5年というふうに定められていますので、それ以上こちらで滞納処分をしなければそこで消滅してしまいます。ただ、住宅料のような私債権につきましては、一応時効というものはあるのですが、当事者の方からもう時効だというようなのがなければ消えることはないという違いがあります。なので、税のような公債権というのですが、税の場合だと5年間で時効になるのですが、何もしなくても消滅してしまうのですが、私債権の場合ですと何もしなければ消えるということではなくて、何らかのアクションがあって時効成立という、そういう違いはあります。

以上です。

○松本委員 おぼろげに理解はしましたけれども、要するに結果的に言いたいのは平成の頭ぐらいからいまだに滞納繰越しが存在していると、全てすべからず不納欠損処理すべきだということを言っているわけではないのですが、一定の期間と一定の理由によってそういう判断をしないといけないのではないかという立場で物を申しているつもりでありまして、これが私企業ですとか、ほかの団体、法人ですと言わば単年度で未収計上されたものが何年も何年も繰り越していくことはあり得ないといいますが、当然内部処理をしまして欠損金で落とすという、その年はそれによって財政力が下がっても次に健全な姿勢を示すというのが一般的な考え方の財政上の健全化だと思うのです。それからすると、その欠損をずっと抱えているということのほうがむしろ違和感を感じて聞いているのです。それで、税法上との違いのルールがあるのか、違いが私債権の部分はよく分からないので、理解できませんけれども、何か違いがあるのだろうかというのには分かりますが、こうですか、要するに請求できる対象の人がいまだにいたり、どこかに点在して、それが分かっている絶えず請求しているけれども、金が入ってこない、入金がないので、徴収できないので、それは滞納繰越しをせざるを得ないと、こういう状況にあるのでしょうか。これは、未来永劫続いていくということになるのですか。それは、どこかである程度の処理が必要なのではないかと思いつつ聞いているのですけれども、いかがですか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

先日の一般質問の中でもご回答しましたけれども、松本委員のご指摘のとおり不納欠損といいますが、残っているのが平成4年からの回収できない債権が残っておりますという

ことで先日ご答弁させていただきましたけれども、不納欠損するに値するような条件に合致するようなものということで認識しているということで、債権者の死亡、相続人の不在だったり、所在地が不明で督促ができないということで回収の見込みがない債権であるということについては認識はしております。当然債権放棄ですとかというのは好ましくなく、滞納しているときに納めていただくというのが適切なのかなとは思っていますけれども、いかに努めても回収不能な債権というのは先ほども阿部課長のほうから答弁ございましたけれども、私債権でございますので、債務者からの援用というのですけれども、時効過ぎているので、支払いたくないですよという申入れがあった場合にはです。申入れがない場合には、その債権というのがもうずっと残り続けるということになってしまいますので、ということで今に至っているのが現状ですけれども、町としましては適正な根拠、法律の下、そういうものについていかにしてももう回収できないものについては不納欠損処理すべきであるかなというふうに思っておりますので、その辺の収納関係の事務处理的なもの、近隣の市町でもつくられておりますけれども、条例であったり、要綱であったり、そのようなものを今後いろいろと制度設計、中身を研究しながらその辺の処理も含めて収納に対する対策というのを強化していきたいかなというふうに思っておりますので、これから適正な根拠の諸条件だとかを整理した上で今後そのような債権についても対応していきたいというふうに考えてはおります。

以上です。

○菊地委員 一般寄附金のふるさと応援寄附金について質問したいと思いますけれども、元年度の決算でふるさと応援寄附金が4,569万4,000円ということで、30年度を見ますと2,983万4,500円ということで約1,500万円プラス、増ということでありましたけれども、どういう取組でこの1,500万円増になった要因と、ちなみに令和2年度のふるさと応援寄附金の状況も併せてお聞きしたいというふうに思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の要因分析でございますが、一番変わったところは、従前はふるさとチョイスという一番メジャーなというか、大きなサイトを中心に広報、周知をしていたのですが、昨年の暮れから楽天さんというかなり伸びているサイトがあって、そちらのほうとか、プラスその他二、三のサイトのほうに拡充をしたというか、入り口を拡大したのです。それが奏功しまして、その新しく増やしたサイトのところで大体1,500万ぐらい入ってきているので、大きな要因の一つにはなっているだろうというふうに思います。またあわせて、返礼品のコントロールを委託している業者さんのほうでも頑張ってもらって仕入れといましようか、そこの返礼品に充てられる野菜だとか果実だとか、そういったものが多く提供いただけるようになったと。それで、それがあうちは寄附がどんどん来るので、それによっても増えているというところが一番大きな理由かなというふうに考えております。

2点目の令和2年度の状況でございますが、8月末までの段階ではありますが、今現在で約1,000件、1,300万ほどいただいております、対前年で約180%です。倍弱ぐらいの

伸びをしています。細かな分析まではしておりませんが、新聞報道等見ますとコロナウイルスの影響で在宅時間が増えて納税される方が多いというような話を聞いたり、あるいは総務省のほうでいろんなルールを決めています、そういったものもあって全国的に分散化しているというような傾向を聞いておりますので、それらが要因かなというふうには思いますが、ただ実はふるさと納税というのはほとんどが11月とか12月に一気に来ます。令和元年度でいうと、12月単月で4,500万のうちの半分弱がその1か月で来るのです。なので、まだまだ今の段階では非常に倍近い伸びをしています、問題はやっぱり11月、12月でどこまで伸びるかということなので、去年の好転した状況をできるだけ途絶えさせないように担当のほうでも体制を拡充をしたりもしていますので、次年度によい報告ができるように努力をしまいたいというふうに思います。

以上です。

○菊地委員 状況的なことについては、分かりました。

あと、取組として壮警町の、一般質問でもしましたけれども、関係人口としてふるさと納税者ということで挙げていました。ふるさと納税者に継続的なリピーターとしてしてもらい、関係人口として壮警町としてもらうための取組をされているのかどうか、そこを1点お聞きしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

実は、ふるさと納税に本格的にこのような取組を始めたのが数年前ですが、当時はいろんなチラシを入れたりとか、そういう宣伝に力を入れていた時期があったり、あるいは前年度の方に対して当年度のふるさと納税の品をカタログにして送ったり、少しでも当町のほうに関心を引き続き持っていただくような取組をしていたのですが、先ほど申し上げた総務省のほうの規制の関係もあって、例えばそういったパンフレットというのは広報経費として金額を超過してしまうので、やめたりとか、そういう実は波というものも今まではございました。関係人口とファンづくりというところでは、近年はちょっと停滞をしていたのですが、先日の一般質問でもあったように貴重な本当に当町にとってのファンづくり、関係人口づくりのツールというか、窓口だと思っておりますので、今後についてはそのような関係が構築できるような取組をもっと強化していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○松本委員 私もふるさと納税で関連という言い方変ですけども、お伺いしたいと思っていたのですが、今のやり取りでもございましたように資料見ましてもこの11月、12月に昨年も集中的に納税額が増えているということであります。それで、返礼品のほうで見ますと、やはり果物を中心とした農産物以外に目立たないかもしれませんが、が圧倒的に多いと。そうすると、11月、12月の時期と果物の言わば最盛の時期といえますか、多少のタイムラグがあるなと思いついていたのですが、今も順調にある意味180%ですか、伸びているとすれば、これから年末に向けてさらにアップする可能性があるかと。

だ、そこで危惧するのは、リクエストがあったのだけれども、返礼品がバラエティーに富んでいないと申しますか、ニーズに対応できないのではないかとということが生じないかなと。これ返礼品のほうで実は聞こうと思っていたのですが、もう一つは軸足をふるさとに置いて対応するのがふるさと納税ですから、できないことを背伸びしてやることもできないし、やれないと思うのです。その上で、でもうちの人気のある果物等農産品にはやっぱり時期、旬がありますから、そのタイムラグをどう埋めるのかというのは課題だろう。これ前から感じていたところではありますが、話飛ぶみたいですけれども、田鍋町長就任の際に町の厳しい財政状況を多少でも改善する意味でも収入アップにつながるこのふるさと納税、いろんな工夫をして増収、増益を図りたいという方針を示されておりましたので、その辺をどう工夫がされたのか、一つではサイトを拡大してやったというのは承知しておりました。もう一つの返礼品を扱う業者さんですか、その方たちのノウハウ、手法もアップしているのかもしれませんが、言わばどうしたって拭えないうちの町の時期的なもの、特色と申しますか、特質があるのではないかとあって、その辺危惧するのですけれども、今後年末に向けたそういったニーズ等に対する対応にそごが生じないのかというふうに不安を感じますが、どうなのでしょう。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、ご指摘の時期的な問題に関しましては、必ずしも納税の時期に返礼品を送っているわけではなくて、予約制といいたし、例えば12月に寄附をいただいて、では翌年の夏、秋に送りますと、そういう条件で寄附をいただいているケースも多々あって、なので時期的な問題というのはある程度クリアできるかなというふうに思いますが、根本的に先に送るか今送るかは別にして総量として野菜や果物を人気のある商品といいたし、返礼品をどれだけ確保できるかというところが多分ポイントになるというふうに思います。これに関しましては、この納税制度の改正をしたときから説明会をやったり、あるいは口コミで紹介をいただいたり、そういったお願いは町のほうでもしておりましたし、委託をしている事業者のほうでもやっています。現在も継続してやっておりますので、それを続けるということと、あるいはそれ以外の仕入先と言ったらちょっと語弊がありますが、ご提供いただける協力者の方の開拓というものを引き続き続けていって、それはもちろん野菜や果物だけではないのですけれども、加工品とかもひっくるめて町に関わりのある、その辺で魅力ある返礼品を拡大する努力を続けていくということしか現段階ではちょっと言えないかなというふうに思います。

以上です。

○松本委員 苦悩されているといいたし、努力を、知恵を絞っていらっしゃるのだろうというのは理解するのですけれども、今ちょっと課長の答弁にありましたけれども、全くうちの町と関わりのないものを提供するということはありませんけれども、少しでも関わりあるという意味の拡大解釈ですとか、加工品でいえばですけれども、これは例が当たっているかどうかは別としても、あづまジンギスカンがあって道の駅でも売って

おりますけれども、鳥肉のもも次郎というのも一緒に売っていますけれども、あれに壮瞥のリンゴ果汁が入っているということでシールも貼っていますけれども、そういったものも拡大して広げていくというような意味で先ほどの拡充という話なのかなと思うのですが、我々の頭ではそのぐらいのことしか思いつきませんが、具体的にその可能性があるのでかという素朴な質問に対してどうなのでしょう。今から返礼品を扱っていただく業者さんを替えて、要するに農産品の提供いただくことも増やしているそうでありますけれども、課長答弁のように本当にうちの町の総体量はやはり限られている部分がありますから、一次産品でいいますと、そうすると加工品に拡大していくというようなことになるのかもしれないけれども、その手法なり、こんなことが考えられるのであれば、ないかもしれませんけれども、あるいはそういう工夫をこれからする、してもらっているとかというような答弁があれば希望が持てるのかなと思って拝聴していたのですが、いかがでしょうか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ご提案といいたまいますか、お問合せをいただいたジンギスカンの関係とかもさすがにほかの地名のついているものは、関連ないわけではないですが、若干誤解を招くおそれがあるので、そういったものは今までもそうですし、これからはあまり積極的には入れる考えはないということでございます。ただ、ご心配いただいているとおり、返礼品の拡大というのはこの事業を拡大していく上では非常に重要だというふうに認識をしておりますが、いかんせんでは買い取るというわけにもいかないですし、農業者さん方のお話を聞くとやっぱりある程度販路といいたまいますか、そういうようなものがもう定まっているという状況も間接的には聞いております。ですから、これについては地道に理解を求めてやっていくしかないかなというふうに思うということと、必ずしも12月の寄附で全てがすっぴかかんになるかという、そうではないので、ですから今先行して行って比較的寄附を多くいただいておりますが、12月になったら落ち込んでしまって送るものも何もないとか、ということでは多分ないだろうというふうに思いますので、新聞報道ではよく海産物なんかを出している町は何億という単位で飛躍的に伸びている町もありますが、そこまでの伸びではないにしろ、着実に安定的に伸びていけるように努力をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解をいただけたらと思います。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 では次に、歳出について、事項別明細書、ページごとに受けます。19ページから、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 20ページ。

○松本委員 2点ございまして、まず1つは一般管理費の職員研修事業の旅費になると思いますが、決算額12万7,160円、これは町長就任されて新たにというか、復活というの



か、職員を対象とした海外研修、決算審査で書類も見せていただきまして、充実した内容で、しかも4分の3が市町村振興協会の補助といますか、財源で、本町は10万切って9万6,000円ぐらいの負担で行っていたと思いますが、報告書も読ませていただきまして、いろんな意味で見聞を深めて、また行ったメンバーでの交流も感じられるような実のあるものかなというふうに理解しまして、よく考えますとそういった少ない額で見聞を広めることというのは本当にある意味財政厳しいからといって縮小だけではなくて効果のあるもの、あるいは将来の投資まで言うに行った本人が負担が強いかもしれませんが、そういった人を育てる意味の支出は必要だろうというふうに感じたところでありますが、その上でこの報告書というのはほかに出ていないのではないかなというふうなことを思いまして、何が言いたいかなという、せっかくだから、1冊の報告書も必要でしょうけれども、市町村振興会的には、ただ町民に対しても積極的にその実績を報告すべきだろうと。それがないと行政の中だけで完結してしまっているようにも思えるし、そんな制度があるのかと知らない人が圧倒的に多いだろうということで、堂々とそういった中身について報告書の形で短くても報告していただくことが町民の共感も得るのではないかなというふうに感じました。昔フィンランドに冬季雪合戦の応援派遣で行ったメンバーが必ずこのレポートを出して、時にはレポートの枚数が多過ぎてクレームのついたケースもあったぐらいにしまして、ただそういったことで町のお金を使って行かせてもらっていることのお返しではないですけども、住民に対して説明にもなると思うので、ぜひ今年も予算組んでいますけれども、コロナでこれがどうなるか理解していませんけれども、そういったことが必要ではないかなと感じたので、意見を具申してございます。

もう一つ、無線放送施設経費ですが、これは2億9,000万かけた防災無線のデジタル化でありまして、昨年度令和元年度で簡潔をしてということでありまして、今年の予算の審議の際にいわゆる不具合ですとか、状況が聞き取りにくいみたいなトラブル含めた苦情対応みたいなこともどうなのかという話のやり取りがありまして、一応この業者さんは31年度、令和元年度で終わりますので、後の要するに新しい令和2年度以降の新年度は行政が対応しますということだったのですが、その上で半年以上たってございますけれども、そういった住民からの苦情、あるいはトラブルとは言いませんけれども、相談など、あるいは行政のほうで対応したみたいな例があればお伺いしたいというのが1つ。

また、これは余計なことかもしれませんが、昼に流れてくる町からのメッセージがございまして、12時半の、これがデジタルのせいなのかもしれませんが、うちの家でいいですとたまに音が切れたりしますが、許容範囲なのでありますが、どうも女性の声らしきデジタル音が耳に違和感を感じると思いますか、人の声ではないからかもしれませんが、そこは人の声のほうがいいかなというふうな勝手な感想持ちますが、実は同じようなことを思っている人が多くて、聞きますと、だから変えろというわけではないのですけれども、あの音、音色といますか、少し何とかありませんかねという要望でもないのですけれども、意見なのですが、どうですか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の職員研修のほうでございますが、令和2年度につきましてはやはりコロナの影響で予算措置はしておりましたが、事業自体が中止になりました。それと、昨年度のレポートといいたいでしょうか、報告についてということでございますが、当町では職員の出張のレポートというのはあまり外に出していないとか、隠しているわけではございませんが、積極的に広報とかに載せたりとか、そういったことは今までは実はやっておりません。町民の方がフィンランドであったり、あるいは中学生の方が行かれたりというのは載せてはいるのですが、それで今後につきましては結論としては検討させていただきます。やはり広報なので、町民の側からして身近に感じてみたいという、そういう記事が望ましいのだろうということも考えていますし、その辺との兼ね合いでどのような出し方をするかということも含めて考えたいと思います。

それから、2点目の無線につきましては、実は不具合というのは残念ながらばらばらとやはり役場のほうにはお寄せいただいております。それらに関しては、町の職員のほうで対応できるレベルのものであれば町の職員のほうで対応しますし、ちょっとその域を超えているなというものに関しては昨年度施工した業者さんがご厚意で今年中は面倒見ますということで、常時来れるわけではございませんが、ある程度間隔を空けてそういった不具合がたまってきたところで来ていただいて、職員も一緒になって回って知識の習得と状況の改善というのを今は行っております。追って広報ないしはおしらせに出して、幸いアフターケアを受けられている状況なので、その間にできるだけ改善できるものは改善して、かつ町としてもノウハウを積めるものは積んでというふうに考えておりますので、ご理解をいただけたらと。現状としては、そのような対応をしているということでございます。

それから、放送のメッセージのデジタル音でございますが、これはこれで担当のほうでも実はいろいろ女性の声、男性の声、高い低い、あるいはイントネーション、そういったものをパソコン上で操作できるようになっています。それで、少しでも近づけるようにということで流す前に研究をしていろいろ試聴して、その上でやっているつもりではありませんが、なかなか人の声のようにはいけていない部分があるのかなというふうに思います。ただ、そういったパソコン上でやっていくことで全部記録を残して、例えば来年、再来年同様の放送を流すときには改めて吹き込むこともなく、それらを加工して機械上で流していけるので、業務的な効率性といいたいでしょうか、そういうメリットもあるものですから、当面は現状のようないろんな研究を続けながら、現状の音声を継続して少しでも皆さんにとって聞こえやすいとか、分かりやすいように努力をしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、21 ページ、ありませんか。

○松本委員 財産管理費の公共施設管理事業、指定管理者施設の委託料 1,579 万 4,000 円

が決算額でありますけれども、それに関わって質問をいたします。

内容は、仲洞爺野営場の管理運営経費に関してでありますけれども、観光協会が指定管理を受けて運営されていると。今年度は、本当に残念ながらコロナで休止せざるを得なかったわけでありますけれども、指定管理以前の仲洞爺の自治会の皆さんも含めて努力を重ねて利用者も随分増えて、2年前でしたか、には町に金額言うとなんですけれども、400万でしたか、寄附もいただいたみたいな実績もあって、そういうことで非常に努力されているのだろうということは当然認めますし、その上で指定管理を継続されているのですが、そういったこともあったのだろうというふうに思いながら、昨年令和元年度のすぐに出た補正予算380万で野営場の改修を行っております。ごみ置場の改修ですか、それから歩道、それからオートバイの駐車場の拡充などをやられているのですけれども、そういった説明で380と。寄附いただいたから、それが還元ということでもないでしょうけれども、そういった努力に対して環境改善をするということで理解したつもりなのであります。今回決算資料拝見させてもらっていますと、大きなくりの観光協会のほうにはそういった数字出てきませんけれども、細かい資料でキャンプサイト、テントサイトというのですか、その収支、入りと出の資料などがあって見せてもらったのですが、実際非常に予算よりは縮小されていましたが、ある程度の収入があって、支出は人件費含めて努力されたのでしょうけれども、それで気になったのが施設管理費という名目で予算額、これあくまでほかの団体が当初に計上した予算ですから、縛りも何も無いとは思いますが、25万となっていて、決算額が450万だったのです。随分大規模な施設改修等やったのかなということで、ただその資料が時間もあまりなかったもので、それはさっとしか見ていませんけれども、どうもオートバイの駐車場ですとか歩道みたいなことが載っていたように記憶しているのですけれども、これは二重に載ってしまったのかなというようなこともありましたけれども、その辺別にどうなっているのだという中身を整理するというよりは、ある程度指定管理にお任せして、なおかつ利用者が増大しておりますから、環境改善は必要だということ理解した上で、それと自主判断、ほかの団体ですから、それも尊重した上でですけれども、当初よりも大きなお金がかかった改修等について、まず担当の課として行政として相談なりやり取りがあったのかどうか、その執行の是非も含めて、それを確認したかったと。

もう一つは、その上で自由裁量権と申しますか、入りと出の中のコントロールをどこまでお任せといいますか、自由裁量権認めているのかと。決して2年前に寄附いただいたから、それをまた当て込んで浮いた分をよこせという話をしているわけではないのですけれども、ただある程度の大きな額ですし、町のほうでも年度当初で補正をつけてやっている団体といいますか、テントサイトのことですから、やはりある程度の透明性という言い方変ですかね、どういったことをしたのかなというのは確認したいところでありますし、その辺の把握を行政としてどうやっていたのかという確認であります。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

大きく2つの施工というか、そういったものがあって、5月の件については今ご指摘というか、ご意見いただいたとおり観光協会の寄附を財源に利用改善ということで、町がそれを財源にして執行しているということですから、当然のことながら町のほうで把握をしている、管理をしているということでございます。

それとは別に昨年の12月に観光協会の指定管理者のほうからご相談というか、申請がありまして、これも利用改善といいたまいますか、のためにこのような施工をしたいということでご相談を受けています。内容としては、来夢人の家の玄関を出て向かいぐらいのところ以前は花壇があったのですけれども、そこがちょっと斜めに道路を切っている関係で駐車スペースが狭まったり、あるいは除雪の管理の問題だったり、そもそもその花壇の管理がなかなかできないというところもあって、それらを撤去したいと、駐車スペースを拡大したいと、併せてそこにある附帯の施設を使っていない施設ばかりだったので、それらを除却したいというのが大きく1点。

それから、もう一点は、キャンプ場の中に芝生なのですけれども、傾斜地があって、そこは斜めになっていますから、テントは張れないのですが、最近やはり利用者の増から、スペースさえあればテント張りたいというお客さんが繁忙期になると来るので、それらの方のために形状を平らに変えてテントを張れるような、そういうふうに変えたいのだというようなご相談があって、12月に観光協会長名で判こ押した申請書といいたまいますか、それが届きました。それらは、土地の形状の変更とかを伴うので、仲洞爺の野営場の条例であったり、あるいは管理協定上にそういったものがある場合には町のほうに届け出て町が承認してからですよという文言があって、それに基づいて申請をされたのですが、町のほうとしても問題ないだろうという判断で承認もしましたし、一部は環境省への届出の必要な事業だったので、町のほうから環境省への届出も行っています。ですから、何でも自由にどうぞということではなくて、ある程度こういうことをしたいというような申出に対しては町のほうで相談を受けて、それはできません、それはできます、そういうようなサジェスションしながら対応しているという状況でございます。

○松本委員 中身については、了解しました。

そこで、私も、ごめんなさい、法的なことは分からないところもあってしゃべっていませんけれども、指定管理という部分と業務の委託というのがあります。その辺でどう違うのかというのはちょっと分からないでしゃべっていますが、委託の場合でよく委託する側がやっぱり行政とのやり取りであるのは当初の事業予定があって予算があって、それを超えたりする場合は当然事前のやり取りがあって、明らかに年度途中で出たものは、それはいかがなものかという、それは大規模修繕ですとか、委託をする施設に穴、雨降っているから、雨漏りを改修してほしいと、それはまた別としても、余剰ができそうなので、その部分を新たなもので新たな目的で全体としては改善するのですが、環境といえますか、委託を受けたもの、施設に限らず、その改善に資するために利用したいというようなことをすると、それは一応設計変更が必要で、私の経験で言っていますけれども、設計変更が必要

だし、当然その予算についても用途について確認が必要で、時によっては議会の承認も必要なのだというようなことを聞いた記憶がございまして、結構難しいものであるなという解釈をしていたのですが、そのときは実は逆にもっと自由裁量権を持たせるべきではないのですかという立場で質問というか、この場所ではないですよ、それを聞いた記憶があるのですが、今回はむしろ自由裁量権を認めた上で中身を精査されたのでしょうかけれども、認めましたよというのだったら、それはそれでいいなと思いながら、先ほど言った委託で過去のケースと比べると随分幅広いなというふうに感想抱いたのですが、その辺はどうなのですか。絶対町として年度当初から計画にないものはしないなんていうことを僕は認めているわけではないのですけれども、自分の経験則からいってその裁量というのは随分拡大しているなという感想を持ったのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

純粋な、単純な委託であれば、収入は収入、支出は支出という形で切り分けてやっていくことになるのだろうというふうに思いますが、今回の仲洞爺キャンプ場に関しては指定管理制度で4年間の協定の中で当初に設計をした額で委託料を決めて、指定管理委託料ですか、それを渡しながら運営をしていただいております、基本的に指定管理制度ですので、受託をした事業者さんが自らの努力で利用者を拡大したり、あるいは行政の求めるサービスを維持した上でコストを削減してはっきり言うと利益を上げて、それを事業者の収入維持にするというのが、それが指定管理を受ける側のインセンティブというか、モチベーションの向上につながるものだと、指定管理制度というのはそういうものだと思っておりますので、それに基づいてやっておりますし、ただ一般の民間の企業の方であれば、そこで利益を上げて終わっているのかもしれませんが、ただ、仲洞爺キャンプ場に関しては、観光協会という公的な機関でございますので、あまりに利益を積み上げていくということもいかがかと。それから、やはり町の観光振興という大役を担っていらっしゃる団体ですので、そういう考え方から上がったというか、努力をして余剰といましようか、出てきたその利益を何らかの形で還元をしていくと。今回の施工に関しては、仲洞爺キャンプ場の運営上、あるいは利用者の利用環境上、将来に向けての投資になるだろうということでも観光協会側のほうで検討されて町のほうに打診が来たのだというふうに思っております。ですから、本来は利益の取扱いに関しては指定管理者側の裁量である程度できるというふうに認識をしていますし、その利益率が妥当か否かという議論はもちろんありますけれども、本来そういう制度であって、ただし町の持ち物をいじるわけですから、無許可で勝手にやるのではなくて、こういうふうに加工していいですかという相談を受けて、いいですと、財源に関してはその利益が使われたのだと思いますが、そのような施工をしたということで許可をしてこのような手続になっていますので、管理制度上としてはそれが問題になる行為というふうには町側のほうとしては認識はしていないというところでございます。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、22 ページ、ありませんか。

○松本委員 ふるさと応援基金積立金に関わるのですが、財政調整基金積立金と併せての確認なのですが、結構補正予算は予算説明書に補正の額はまめに記入しているほうだと思っ  
ていまして、だけれども決算の執行成果概要か、ないしは監査委員の報告だったか、年  
度末の財政調整基金の額が違っていたものですから、自分のメモ不足かと思って再度確認  
したのですけれども、そうではなくてというのがこの 22 ページにございますが、確認で  
す。予備費の支出及び流用の増減として財政調整基金に 153 万 4,000 円三角計上、同じ額  
でふるさと応援基金に 153 万 4,000 円の計上がある、この説明お願いしたいのです。どう  
いう意味合いのものなのかということなのですが。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

ふるさと応援基金積立金のところに財政調整基金からの流用が 153 万 4,000 円あるとい  
うことですが、この件につきましては令和元年度にふるさと納税、ふるさと応援寄  
附金が歳入されたものがありまして、そこ寄附金の額から歳出の企画費のほうにあるふる  
さと納税事業という歳出があるのですけれども、そちらに全部まず充当するのです。寄附  
金の中からこちらの事業に充当すると、そして残ったものをふるさと応援基金積立金で積  
んで翌年度に寄附者の意向に沿った事業に充当するというものでございまして、ここで年  
度末で決算で数字が固まるのですけれども、そのときに企画費のふるさと納税事業につ  
いて予算額でそのままいっていたのです。ただ、実績はもっと低かったということで、その  
実績よりも多い予算額分を寄附金から充当していたと、そうすると積み立てるお金が減っ  
てしまうと、それでは納税した方の意図にそぐわないので、本来であればふるさと納税事  
業を 3 月末の専決処分で整理して、その実績に合わせて寄附金から充当満額して、残った  
分を積立金で積むという作業をしなければならなかったのですけれども、そこがちょっと  
できなくて、ふるさと応援基金積立金が減ってしまうので、やむを得ず財政調整基金から  
流用して来年度に積み立てる分を補充したという形になっております。

以上です。

○松本委員 了解しました。

また、地方税法上、行政処理上、分からないで聞きますが、予備費支出及び流用の増減  
というのは、だから決算においてこれは裁量が役場側にあって別に議会の議決は必要ない  
という理解なのですね。ただ、こだわりませんけれども、それは当然そちらの財政運営上  
の権限の範囲でやられることですが、何らかの報告があってもしかるべきなのかな  
という気がして今感想思えるのですけれども、どんなものなのでしょう。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

予算の流用と予備費の充用につきましては、特別決めはありませんけれども、その時々  
の状況に応じて流用するか予備費を充用するか、予備費の充用につきましてはかなり突発  
的な事案があった際に、災害ですとか、そういうものがあつたときにお金がないとなつた  
ときに予備費を入れて事業をやるというものでございますので、今回につきましては財政

調整基金からの流用で賄うということで調整しましてやっております、その辺につきましてはちょっと金額が大きかったものですから、議員の皆様にも報告なりしたほうがよかったのかなと思っておりますので、今後は気をつけたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、23 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、24 ページ、ありませんか。

○森委員 総務費、企画費の地域公共交通対策事業、生活バス運行維持費補助金なのですが、これ昨年の決算のときにも乗車率極めて低い、少ない路線については関係市町、道南バスと協議していると、住民理解が一応前提であるということで結論は出されていなくて、継続して協議を行うということを答弁されていたと思うのですが、その辺についての経過についての説明お願いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

生活バスにつきましては、委員おっしゃるとおり昨年答弁しておりますけれども、その後洞爺湖町の担当とも協議はしていたのですけれども、なかなか結論を見いだすことができず、さらに今年度に入ってから協議しようと思っていたのですけれども、コロナということもありましてなかなか協議が進んでいない状況です。ただ、先日ある会議で洞爺湖町の担当部長と話をする機会がありまして状況を確認したところ、洞爺湖町でも補助金、負担の減額をしたいという考えは当町と一緒に、今どういうふうにやったらいいかという方策のほうを検討しているということもありまして、今年度一回まず協議させてほしいということを申し入れたところ、早急に協議をしましょうということでしたので、今後協議をしていって問題点等洗い出して解決に向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○加藤委員長 これより休憩といたします。再開は 11 時 10 分といたします。

休憩 午前 11 時 00 分

再開 午前 11 時 10 分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き 24 ページ、ありませんか。

○松本委員 何点かございまして、行政情報システム運用管理事業に関してまず 1 つ目なのですが、中間プラットフォーム利用負担金、予算額補正なしで 359 万 1,000 円にしているのですが、令和元年度だけでも対前年度で 220 万程度のアップがあつてこの額になっていまして、ちなみに令和 2 年度においては 410 万円の増額になっています。この中

間サーバー・プラットフォーム、マイナンバーカードの導入に関わって全国で2か所でしたか、中間サーバー・プラットフォームができて、それを各自治体が共同利用して運営の効率化とか集約化を図るのだということまでは理解するのですけれども、もくろんだまず第一の目的のマイナンバーカードの普及率がいま一つ伸びない、そして議案質疑のときもしましたけれども、ポイント制度を導入して、カードの、マイナポイントでしたか、そんなことも仕掛けてはいますけれども、反応がいま一つだと。何が言いたいかといいますと、集約化、効率化を図って制度導入して目的は大きなものが1つあったのだけれども、それは国の政策に対する目的でありますけれども、その今までの結果が芳しくないのだけれども、それを一生懸命各地方自治体が毎年増額する利用負担金で運営を行っているということがどうも一住民としては納得がいかないところがございます、これは盲目的に各自治体は今後も要求される利用料をどんどん、どんどん負担していくことになるのでしょうか。あるいは、ほかの自治体も含めて改善すべきだというような意見が出たりしないのでしょうかということを感じながら質問していますが、どうでしょうか。

それから、もう一つは、定住促進・まちづくり推進事業に関わりましてタウンプロモーションの事業の一環として継続してやっておりますけれども、その中でウェブサイト保守管理拡充委託料とございます。188万円でしたか、計上されておりました、ホームページの内容の管理、それからホームページにアクセスしてくる利用者の方々の動向調査、意向などを調べて次にホームページの改善に生かしていくというようなことを委託しているわけでありますけれども、その報告書見させてもらいまして、選挙時期、平成31年度でしたか、選挙ございましたが、その時期にすごくアクセス量が増えたりなんかしているというのがありましたけれども、置いておいて、担当者の分析といいますか、メモ書きといいますか、一応手書きのことが1ページ1ページ載ってまして、それもつぶさに拝見させてもらったのですが、その中でセッション、ユーザー、ページビューなんて分からない言葉が出てきたので、ちょっとお聞きしたら、ページビューというのは各ページにアクセスした件数で、セッション、ユーザーというのは延べ人員と実人員の違い、アクセスした、そういうことらしいのですが、いずれにしてもそういった分析、評価をした上で委託業者に任せて意向を聞きながら改善、改修されているのでしょうか、その効果をどう評価されているのか、そしてあまりそれを口頭で言うのもなんでしょうけれども、どのように改善というのでしょうか、いいものにしていこうというようなことを委託業者だけではなく意見を聞きながら行政内部でどんな話合いがされているのかなと、あるいはどんな企画をしているのかなというようなことをお伺いしたかった。

もう一つは、ブランド普及啓発事業補助金、これ「そうきたか！そうべつひろめ隊」という団体に対して補助しているのでありますけれども、これもタウンプロモーションの一環でブランドアイデンティティーでよかったですか、要は「そうきたか！そうべつ」といったロゴつくって、それを言わばコンセプトにしているいろんな壮警の魅力発信につながるようなことを仕掛けていくということをお願いしてやっていただいているのでしょうか、そ



の事業内容も見させてもらいましたけれども、評価という言い方は語弊がありますけれども、今後どんなこと期待するのかということ併せてお伺いしたいと思います。

○総務課長 1点目のご質問について私のほうからご答弁をいたします。

中間サーバーの運営負担金についてということでございますが、中間サーバー自体はそもそもマイナンバー事業というのを1つのネットワークというか、1つのホストコンピューターみたいなところで管理するのは漏えい等の狙われる危険があるということでやっていなくて、それを各自治体であったりで構築しているネットワーク、それから全国共通とするネットワーク、それを都度都度つなぐと、照会があるたびにつなぐためには必要なシステムとなっています。要は、情報漏えいであったり、そういうもののセキュリティー対策といいたいまいしょうか、そういう意味では非常に重要な仕組みでございますので、マイナンバー事業を行っていく上では必須になるだろうなというふうに思っています。これらの負担金に関しましては、国のほうから補助金であったり、あるいは地財措置という形で何がしかの財源措置を伴って負担金計上している事業でございます。当町のほうにも毎年割当額といいたいまいしょうか、通知が来ますが、それを見る限りはほぼ全国の自治体が一定のルールに従って負担しているように見えておりましたので、それを払わないだとか、あるいは改善するというような、システムの改善という話はもちろんあるのでしょうけれども、この負担金の仕組み自体いかがかというような意見があるという話は少なくとも私としては聞いていないというところでございます。なので、今後もある程度国のほうで何がしかのカバーをしていただいてやっていく、あるいはマイナンバーを続けていく上では必要という観点からいうと、この負担金については今後も継続されていくのではないかなというふうに推測をしています。

以上でございます。

○企画財政課長 2点目と3点目についてご答弁申し上げます。

まず、ウェブ関係ですけれども、こちらにつきましては業者のほうに委託しておりまして、サーバーの保守管理ですとかSEO対策ですね、SEOというのは検索エンジン最適化ということで、どういうふうにしたらページを見てもらえるかというような対策を講じることですけれども、あとはこの業者には移住関係の記事も書いていただいたりして作っておりますけれども、こういった業者を入れることでそういったことが改善されて、ホームページのほうも見やすくなってより見ていただけているのではないかなというふうに思っております。また、役場の担当者とも連携を取りまして、さらにアドバイザーのコジマさんとも連携しておりまして、ホームページを皆さんに見ていただけるように工夫しているものでございます。また、コジマさんからもアドバイザーという立場からホームページですとかSNS、どういうふうにしたらいいか、どういうふうにしていこうというようないろいろな案も出していただいて、その辺も研究しているところでございます。今後もこのように業者とアドバイザー、役場が連携していいものをつくっていったらなと思っておりますし、最近ではやはり移住系のページが非常に見られていると思いますので、それで今

年から地域おこし協力隊ですか、を4名採用しまして、その方たちにも記事、ブログですとか、あとはSNS、インスタグラムですとかフェイスブックでもアップしていただいて壮警町のことをより広めていただけているのではないかというふうに評価しておりますので、今後とも続けていきたいと思っております。

それから、ひろめ隊の関係ですけれども、ひろめ隊につきましては令和元年度はいろいろなものを作って、新しいものとしては保育所園児用の帽子ですとか、あとは運動会等で活用するような鉢巻きですか、この前室蘭であった陸上大会でもこの鉢巻きをして児童生徒が走っていたと思いますけれども、そういったもの、あとはウインドブレーカーも作っております。それから、それらを活用して壮警町を広めていきたいということで活動していただいております。今年度につきましてもそういったものを利用していろんな行事ですとか、お祭りですとかに参加して広めていきたいと思っていたのですけれども、軒並み中止になるということではなかなかそこはできていないというところがございますけれども、今年度新たに移住者等交流会というのを開催したいと思っております。壮警町、本町に移住した方をターゲットに移住者同士ですとか、あと町内の方に集まっただいて情報交換を行えるイベントを今の予定では来月、再来月あたりに開催したいなと思っております。そちらも新しい試みとしてやっていきたいなと思っておりますし、これからもひろめ隊の皆さんに活躍していただいて様々なアイデアを出していただいて、まだ壮警町の知名度は低いと思いますので、どんどん知名度を上げていくような活動していただければと思っております。

以上です。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、25ページ、ありませんか。

○松本委員 胆振線代替バス運行維持費補助事業、先ほどの森委員の生活バスの質問とリンクしてといいますか、関連しているとも思うのでありますが、その生活バスは洞爺湖畔周辺から伊達までの路線でしたでしょうか、ですから壮警町、洞爺湖町と伊達市が関わるのでしたでしょうか、この胆振線代替バス運行ですから、国鉄廃止に伴うその路線上の自治体が関わっていることということであるのでしょうかけれども、どちらも私がここで言うまでもなく、先ほどの生活バスもそうですけれども、代替バスにおいても当初予算に必ずと言っていいほど補正があって最終的には691万8,000円でしたか、の決算になっています。ちなみに、令和2年度は700万を超える当初予算と、もう当初から上がっていくだろうと。先ほど言った乗車率の低下がそのまま自治体の負担増になっていくという、分かりやすいといえば分かりやすいですけれども、本当にどうにかならないのかなという立場で聞いていますけれども、そこでなのですが、増額していくことも悲観的なことではありませんけれども、先ほど言った生活バスのくくりの意思決定、答弁の中で洞爺湖町とは協議をすることでは合意されているということを知りました。一方、胆振線代替バスですけれど

も、これ運行維持費の補助もありますけれども、7年でしたか、5年でしたか、1度バスの入替え、それもある程度の負担をすることになっているというルールで進めているのでしようけれども、この胆振線代替バス運行については先ほど言った生活バスと違ってどうしようもないものなのかと。協議の場があることは知っておりますけれども、運行に関して、ただそれを廃止という言葉を使うとあり得ないのかもしれませんが、改善するような工夫なり、バスを小型化するなりみたいなことの協議等は行っていけるのだろうか。先ほどの生活バスについては、洞爺湖町と協議をする場を設けて善処したいという話でありましたけれども、この代替バスについてはそういった工夫や協議の場というものの設置、あるいは既にそれがあって意見交換がされているのであれば、それもお伺いしたいと思うのですけれども、どういうものかということをお伺いしたいと思うのです。

○企画財政課長　ご答弁申し上げます。

代替バスの運行につきましては、伊達市と喜茂別町、京極町、倶知安町と本町の1市4町と、あとは道南バスの協定によって運行しておりますけれども、こちらにつきましては協議の場があるのかということですが、胆振線代替バス連絡協議会というものがあつて、そちらのほうでどういうふうにしていくというのは話し合われていて、そういう場があります。

それで、どのように工夫していくか、バスの小型化ですとか廃止ということですが、今本町ではこの予算につきましては国鉄胆振線代替の基金から充当して事業を行っておりますけれども、今現在でもう9,000万弱まで基金が減ってきておまして、今後令和3年度には、来年度バスの更新がありまして、そこでは前回の更新と同じような感じでいくと3,600万、700万という部分で引かれてしまいますので、残額がなくなっていったら、今の計算ですと令和5年度、6年度ぐらいには当町につきましても基金がなくなってしまうと。既にもう京極町につきましては基金は底をついておまして、この事業につきましては一般財源で全部やっているということでございます。さらに、伊達市につきましても来年度基金が底をつくということもありますので、その辺を今後どういうふうに応用、運営していくのかというのは話し合わなければならないことだとは思っております。本町におきましてもこの基金がなくなったときには一般財源でやっていくということでございますので、その辺はこちらの連絡協議会で議論していったら方向性ですとかを決めていく必要があるものと思っております。

以上です。

○加藤委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長　次に、26ページ、ありませんか。

○森委員　私、民生費のプレミアム付商品券事業、これについてお聞きしたいと思います。

これ今年の6月のときに減額補正されて297万8,000円が落とされております。結果的にこのプレミアム商品券事業の関係については、本町の場合対象者が688人中、商品券の

引換え率が28.3%、これプレミアム率が5,000円につき1,000円のプレミアムがつくという商品券事業であったと思うのですが、これはほかの地方部でもやや同じような利用率というか、引換え率のようであるようなのです。この引換え率というか、利用率が低い要因をどのように考えておられるかという部分についてお聞きしたいと思います。

○住民福祉課長 森委員のご質問にご答弁いたします。

委員のご指摘のとおり、昨年度行いましたプレミアム付商品券の利用者といいますか、いわゆる低所得者の方で引換券を入手された方の率というのが28.3%、これが各市町村で率を比較する数字として使われておりますので、おっしゃるとおりでございます。ちなみに、近隣で押さえている数字といたしましては、豊浦町では23.9%、洞爺湖町では41.7%というようなデータを入手しております。この率がなかなか伸びなかった要因といたしまして担当として分析しておりますのは、やはり所得がなかなかない世帯に対して商品券を買う際には一定の支出が生じてしまうということと、国全体の傾向を見ましても商店などがたくさんある大都会、都市部にいわゆる率が高いというような傾向も出ておりますので、壮瞥町の現在の商工業者数等を鑑みましてなかなかその辺が伸びなかったのかなというふうに分析しております。

以上です。

○森委員 プレミアム付商品券を買う際には、当然現金を出さなければならないと。これもともと消費税率が引き上がったことによる低所得者、子育て世帯への、そういう人たちを下支えするということがあったと思うのですけれども、結果的には伸びていない。これは、やはり商品券事業で例えば低所得者、子育て世帯を援助するようなスタイルではなかなか、要するに現金を用意することができないという実態がまずあるということ、ですからそうすれば現金的な部分の本当は対策が必要だったのではないのかなと。それと、なおかつ仮にプレミアムがつくわけですから、ただそのプレミアがつく場合になかなか町内ではこのプレミアム券を利用して買物するという商店が少ないということだと思っております。ですから、これ我が町だけの問題ではないと思うのですけれども、もうちょっと壮瞥の購買圏というのですか、買物する場所を大きく捉えて近隣町村とも連携できるような、ですから極端な話が、これそれぞれの町村、自治体の事情もあるとは思いますが、近隣の大規模に購買行為を行う地域とそういうところの商店を間に入れて協議していてもいいのかなと、そういう工夫があってもいいのかなという思いでお聞きしておりますが、その辺についての考え方お伺いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

昨年度事業を行いました反省につきまして、議員のほうからいろいろご意見をいただいたことと認識しております。それで、まず基本として昨年度行いましたプレミアム付商品券の事業につきましては、国全体といたしまして消費税アップに対して低所得者に対する支援、それから子育て世帯に対する支援ということで行われたものでありまして、なかなか各市町村で裁量権があるというものではなかった制度でございますので、ちょっとそう

いった工夫を加えることができなかったという事情は申し上げておきます。ただ、今年度の話になりますが、当課といたしましてはコロナ対策のいわゆる臨時交付金を使いまして先般ご紹介いたしました子育て世帯への支援の商品券配付事業など行っておりまして、これにつきましてはいわゆるプレミアムをつけるようなものではなく、商品券を一括配付するというような形も取っておりますので、いろいろと昨年度のそういったなかなかうまくいかなかった部分をフォローするような対策、もう一つは町内での利用のアドバイスをいいますか、利用例などをチラシに入れたりとか、そういったような工夫を凝らしておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 26 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、27 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、28 ページ、ありませんか。

○松本委員 2点ございまして、1つは地域生活支援事業に関してであります、中身は事業のほとんどが地域活動支援センターの委託料ということでノンノさん、そこに委託をして地域活動支援センターを運営していただいているということなのでありますが、相当以前ですけれども、議会でも1度お邪魔をして現場を見せていただいたことはあるのですけれども、ほぼもう記憶のかなたで覚えていないというような状況ですけれども、これは町内の方で障害をお持ちの方が外出機会を拡大するとか社会的交流をする、あるいは生きがい対策をするという意味で作品を作ったり、交流をしたりというようなスペースと時間を提供するというふうに理解しておりますけれども、当時もある程度少人数でありましたけれども、ボランティアスタッフも含めて数名で運営されていたというふうに理解しますが、それはそれで必要なことだろうと思うのでありますけれども、その利用率、稼働率と申しますか、その辺の推移が今回ここまで調査及ばなかったものですから、どのような推移をされているのかということと、そもそもですけれども、その地域活動支援センターの設置について財源ばかり言うのもなんですけれども、広い意味で社会福祉、障害者福祉の施策だと思えますけれども、その割には一般財源の支出が大きいことでありまして、国や道の支出は150万弱なのでありますから、そういうことになってはいますけれども、そういったバランスはあまりよくないなと思いつつながら、予算的には、感じているのですけれども、その設置義務について、地方自治体の地域活動支援センターの、この根拠を一応お伺いして、その上でどのような利用者の方々の推移があるのか、あるいは活動内容が多少年を追うごとに変わってきているのかどうかなども含めてお伺いしたいというのが1点目でございます。

もう一つは、児童措置費の保育及び子育て環境整備事業、保育所の運営であります、聞きたいことは今年の新年度の予算審議の際にも議論になりました保育を希望する家庭と

保育所を設置できた保育士の数とのアンバランスで3名の方でしたか、利用をお断りしたというようなことの問題が浮上して子育て支援をアピールする本町とすれば、これは大きなマイナスポイントだなということを通識として持ったわけですが、その背景について各同僚議員からも質問が出ておりましたけれども、保育士の確保についての現状と、そして人件費のこともあるのでしょうかけれども、集める工夫、そういったものは現時点でどのようになっているのかということをお伺いしたかったということでもあります。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の地域活動支援事業の中でノンノの活用実績についてでございますが、すみません、ちょっと手元に詳しい資料を持っていなかったのですが、記憶の中では町内の障害を持たれている方で月に十数名の方がご利用になっているというような状況でございます。

それから、2点目の地域活動支援センターについての設置根拠でございますが、こちらのほうは障害者総合支援法に基づきまして市町村で行う事務ということで2つの柱がございまして、1つが自立支援の給付事務、それから地域生活の支援事業ということで、その中で障害のある方々の社会参画とか、ひきこもりを防ぐために地域活動支援センターの設置がうたわれているというところでございます。

それから、最後のご質問にありました保育所のほうでございますが、今年度に入りましてやはり保育士の確保に向けて広報ですとか、あるいは今までなかったウェブサイト等の情報機関を使って募集をかけておりました。その中で資格を持った職員が1名職員として採用されたなどの実績はあったものの、それ以外に短時間の職員さんで自己の都合で辞められたり、あるいはご自身の体調の関係で長期的に休まれたりというような状況もございまして、なかなか保育士の数的に体制的に安定しないという状況が今般まで続いておりました、現在なかなか待機児童の解消にはつながっていないという状況でございます。こちらにつきましても今後引き続き保育士の確保に努力をしてみたいと思います。

以上です。

○松本委員　了解いたしました。

それで、細かいことですが、確認ですが、地域活動支援センターでありますけれども、うちのような小さい自治体でも1つ、あるいは都市部でも1か所ではないのでしょうか、その運営に関して、これも細かいですが、自主財源、一般財源の要するに町の持ち出しが結構な、公の福祉を担っている事業の割には自治体の負担は大きいなという感想を持つのですが、いわゆる財源が豊かな町も市もうちのような町も同じような負担割合なのか、もっと言うと1自治体で複数を持つところと、あるいは複数の自治体で合同でやることは不可能なのかということも含めて、月に十数名というのは特別多い数ではないような感想を持ちますが、これは少人数で運営することに価値があるのかもしれないし、その辺はちょっと理解不足しておりますが、そんな運用なんていうのは考えられるのでしょうかということをお伺いしたので、確認でございます。

それから、これは意見で、余計なことですけれども、最近地域おこし協力隊が4名の方応募していただいてやっておりますけれども、どうなのですか、保育士の応募みたいなことは考えられないのでしょうか。相当以前の話で恐縮ですけれども、社会福祉士をこの町に置くべきだという話を意見としてさせてもらって、なかなかその専門職がないというような話があって、実は市町村も忘れてしまいましたけれども、本州で静岡だったような気もするし、そこで外部から募集して社会福祉士を設置したというような実例がございまして、それ1つしかない例かもしれませんけれども、そういった外部から専門職について要請することをしたらいかがかなというようなことも言った覚えがございまして、もう保育士さんもそういう時代、もう一つは賃金のことが一番大きいかもしれませんけれども、ただここで力説するまでもなく、地域おこし協力隊がいい例だと思うのですけれども、自然の中で自分を何かに参画して表現したいなり、地域おこしですから、まちづくりの活性化に手助けをしたいという志でしょうけれども、同じようにそのような志をお持ちの地方に住んでみたい保育士さんは結構いらっしゃるのではないかと、潜在的に。そんなことを思っていたものですから、そういった呼びかけや工夫もあってもいいのかなということを感じるのですけれども、いかがなのでしょう。

○加藤委員長 暫時休憩します。

休憩 午前11時46分

再開 午前11時48分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の地域活動支援センターにつきましては、これはやはり法に基づきまして全国一律に設置されている機関と聞いております。おっしゃっていらっしゃったように、都市部ですとか、あるいは地方の町村部でいろんな設置数ですとか、その運営の仕方については様々な手法があるというふうに認識しております。この今の壮警町のやり方が現在の利用者の数とか、そういうものに見合っているかどうかということも今後他市町村の事例等も研究しながら検討を加えていきたいと思っております。

それから、2点目の保育士の募集について地域おこし協力隊の制度を活用されてはというご提案だったかと思いますが、こちらにつきましても国の制度で一定の基準がございまして、一般的には3年間の隊員の期間終わった後にその町の中で起業するというような前提の下に活動していただくという考え方がありますので、果たしてそれが保育士さんの募集になじむものかということも含めまして今後制度的な検討もいたしまして考えていきたいと思っております。

以上です。

○毛利委員 私も保育所のことでお尋ねいたします。

今ほどありました保育士の確保、これで前回の何のときだったか私も忘れたのですが、

説明の中でほかの施設からの引き抜きみたいのとか、それからやっぱり給与とか、そういう面のことがあるのではないかと、いい条件を提示されてそちらのほうへ行くのではないのかというお話もありました。ところが、その後ぼつぼつとお話を聞いていると、どうも金額の面だけではないと、やっぱり人間関係といいますか、上下関係といいますか、そのような問題も耳にちらちら入っておりますし、町外の方からも入ってきたこともあるのです。ですから、内部の保育士の研修とか、それから組織としてどのように進めていくのかとか、命令の仕方、伝達方法、そこら辺のところのやっぱり研修、それからほかの保育園を見ていく研修とか、そういうのも必要があるのではないかと思います、そこら辺のところはどうお考えでしょう。

○住民福祉課長 毛利委員のご質問にご答弁申し上げます。

保育士さんの定着については、どこの職場でもあると思うのですが、やはり少なからずなかなかその職場になじめないということがあって退職されるというような状況も当保育園でも実際にございます。それにつきましては、平成31年度の初めから保育所の内部改革的な会議を設置いたしまして、特に保育業務が非常に忙しくてなかなか人と接するときの言葉遣いがちょっときつくなったりとかということもございまして、そういうことをなくしましょうと、まずは保育所内のいろいろな業務を少しずつ整理してそういった残務のほうに気を取られないように、それから他の職員に対する接し方、礼儀といったものを数回の会議を開いてその改善に努めてまいりました。その後私が見た範囲では、その改善の効果は現れたと考えております。それで、委員のおっしゃっていた研修、あるいはその他の施設を見るなどの機会についても職員のほうにはぜひ積極的に参加してほしいというふうに言っておりますので、多忙な業務、シフトがなかなか空かない状況ではありますが、実際に機会を見つけてそういった研修に参加している職員もありますので、今後も引き続きそういった努力を続けていきたいと思っております。

以上です。

○加藤委員長 28ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、29ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、30ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、31ページ、ありませんか。

○松本委員 何点かございますが、ぼちぼち昼の休憩時間も迫ってございますので、まず1点だけ話をしたいと思っておりますが、質問、資源ごみ処理管理、委託料1,853万円に関連してお伺いしますが、6月の定例会で一般質問で取り上げさせてもらいまして、要するに資源ごみ、生ごみの処理、これは関連して生ごみを使用した堆肥製造にも関わっての話になってしまいますけれども、まず生ごみの処理をするかしないかの選択として一応行政の意



思の継続からしていずれ生ごみの回収やめるという方向で動き出しておりましたけれども、6月定例の理事者側の意思の確認としては態度は保留であるけれども、今まで培ってきた環境負荷の面ですとか、生活習慣の面ですとか、文化とも言えるような地球に優しい活動と申しますか、そういったことを財政というだけの理由でやめることはいかがなものかという、そういった表現で終わっていましたが、あれから3か月しかたってございませぬから、ましてや世の中コロナ一色でありまして、その対応に追われているので、恐らく時間的な余裕は全くないとは思いますが、ただやっぱり行政の継続性考えてもさきに住民に対して示した方向性はそのまま時間的経過とともに生きているわけでありますから、なるべく早い時期に再度判断を示されて、その方向に向けた協議をシフトを変えていきなり、続行するなりすべき時期はもう迫っていると、そちらも時間的余裕がないのではないかと考えてあえてこのコロナ禍ではありますが、その協議の有無も含めてですけれども、今後について姿勢をお伺いしたいということが1点であります。

○町長 この件につきましては、政策的なことがありますので、私からご答弁を申し上げたいと思います。

6月の一般質問の中で、行政改革等のやり取りの中で今松本委員がおっしゃったような答弁をさせていただいたという同じ認識であるわけであります。その後6月の15日に幹部会議が庁内のありまして、その前からもそうですけれども、そうした意見交換、質疑を交わした関係もあり、令和2年度というのが行政改革が平成30年度から実施計画が運用されていて、第2期の定住促進計画についても同じ状況であって、ちょうど今年度は中間年に当たるということもあって議会議論があるもの、またそれらも含めて点検の年に当たるということで中間年であるので、また再評価をし、そして議会答弁のとおり総合的なことを勘案してペンディングになっているものについては方向性を見だしていきたい、こういうことで管理職会議でお話を申し上げて作業をしているという事実はございます。ただ、8月中までに各課の考え方をまとめたものであって、その議論をこれから本格的にし、時間がないことでもありますけれども、コロナの対応もありながらということはご理解いただいていると思いますが、総合的に検討して本件につきましても含めて早い段階で将来に向かって実効性の高い方向性を見だしてまいりたい、このように今作業しているということでご理解をいただければと思っております。

以上です。

○加藤委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き31ページ、質疑ありませんか。

○松本委員 1つは、一般農政で負担金補助及び交付金になるのですか、平成30年度一旦

廃止しておりました廃プラと緑肥の補助でありますけれども、元年度に6月補正行いまして60万、それから33万、廃プラのほうは、補正されて決算状況も見せていただきました。有効活用されているのだろうというふうに思いますけれども、令和2年度に至っては70万と48万7,000円というふうに増量、ボリュームをアップして予算づけされております。ほぼ承知しておりますけれども、その上でその事業効果についてどのような評価をされて今後継続されていくのか、あるいは緑肥も燕麦がほとんどですけれども、たまにヒマワリなどもありますけれども、自分も多少関わっている、言い方変ですが、ヒマワリを緑肥化するためにはそんなに花が満開する前にすき込まなければ駄目だよと、そうしないとヒマワリの油分が悪影響及ぼしたりなんて話を耳にするのですけれども、緑肥での燕麦は理解しますけれども、ヒマワリなんかも作っていらっしゃる方もいらっしゃるようでもありますけれども、その辺の整理と申しますか、利用者さんとのやり取りというのはどうなっているのか、今後も含めて伺いたかったのが1つであります。

もう一つは、午前中の最後に答弁いただきましたけれども、確定ではございませんけれども、いずれ生ごみ処理に関して回収を言わば継続する方向で進みそうだという想定の下で、そうしますとおのずと生ごみの処理において生ごみの堆肥が今後も継続して発生していくと、この活用についてもぜひ検討していただきたいということで堆肥センター運営事業に関わって入っていますけれども、今回は生ごみを使った堆肥の話はしませんがといいながら、実は少し前なのですけれども、新聞の切り抜き持ってまいりましたけれども、詳しく知らないでしゃべりますが、1つは秋田県、神戸市、佐賀市、岐阜県などで行われているのですが、載ったのは毎日新聞、それから室蘭民報が1週間遅れで載りましたけれども、下水処理の過程で生じた汚泥を農業に活用する動きが各地で広がっているという記事なのです。汚泥は、リンや窒素を多く含んでおり、自治体は肥料に加工して流通させ、産地は肥料で育てた野菜や米をアピールして、環境の負荷を軽減できるため国も取組をビストロ下水道と銘打ち、イメージや認知度向上に努めているなんていう記事でございました。その先例が載っていたわけですが。北海道におきましても下水汚泥に含まれているもの、成分を評価した上でたんぱく質等が空気に触れて一気に腐敗が進むと異臭というか、臭いがあるので、それを克服するための技術を旭川の企業が開発したので、今度はその汚泥を使った肥料をどんどん広げていきたいとか、そういうことが北海道新聞に載っていたのです。

翻って我が町では、どうも生ごみの堆肥の成分について議論というよりは評価なのですけれども、悪くはないのだけれども、極めて煙たがられるのが汚泥を使った堆肥、生ごみも一緒ですけれども、特に国が進めているけれども、大手で農産物ができた場合の受け取り、要するにとうや湖農協の姿勢が完全拒否のままずっと続いているわけですが、それはそれでいろんな意味の産地化だったり、イメージづくりで考えたことなのでしょうけれども、一方で汚泥を使った堆肥で産地化しようと、逆に、そんな動きがあると。素人ですから、僕らの判断ではできないのですが、ではどっちがどうなのと、本当に汚泥にはどんな

悪いものが入っていて、あるいはここで言うようなリン、窒素を含めたいいものが入っていて、それを肥料化することでむしろ土壌改善や作物の品質向上につながっているというようなこと記事に載っているわけですが、戻りますが、生ごみの堆肥を汚泥と混ぜたことを継続するという過程において考えれば、むしろこういったことをうちの町でも逆手とは言いませんけれども、追い風として活用していく方法はないのかということを読んだと感じたものですから、今発言をしておりますが、この辺のご見解をいただければと思うのですが。

○産業振興課長　ご答弁いたします。

今回補正で予算づけいたしました緑肥の補助に関しましては、これは農協さんのほうで窓口になって取りまとめていただいていた部分なのですが、松本委員おっしゃられたように燕麦が21.74ヘクタールに対してヒマワリが0.89、かなり狭い面積になっています。補助率が2分の1で、そこにありますとおり39万6,000円というところで、今回補正で予算後づけしたものですから、もうほかの農家さんがある程度まいた後といいますか、時期がちょっとずれてしまった部分もありまして、それであまり使われなかったという実態があります。

あと、生ごみ堆肥への汚泥の利用ということなのですが、堆肥センターでも今汚泥は受け入れて生ごみに入れているのですが、当初の頃は生ごみも普通だったのですが、今は産廃としてしか処理できないというのもあって、おっしゃられたように生ごみ堆肥として有効な原料として使えば経費の節減にもつながるのかなというふうに考えております。

以上です。

○副町長　すみません。少し補足させていただきますと、まず緑肥の関係なのですが、緑肥というのはなぜやるかという土づくりのため、一般的なやり方としては1年休ませるという方法もあるし、秋の前にまいてすき込んでとかという方法もあるのですが、そういう形で土づくりには有効な方法と昔からやられていまして、昔は国の補助もあったのですが、そういうのがなくなって地域で取り組まざるを得ないというような状況が多分あって、地元で自治体とか農協単位でこういう助成をしながら土づくりをして次の年にいい作物を取りましようということでやられているのだと思うので、そういう評価で受け止めてございます。

それと、ヒマワリなのですが、ヒマワリとかキカラシというのは景観緑肥と言われていまして、多分おっしゃられているとおり種ができてしまったりするとすき込んだら野良生えしたりするし、あまりよくないと思うので、本当は土づくりのためにやっている緑肥であれば、作物としての位置づけであればもうちょっと早い時期にすき込むとかしなければならぬと思いますので、事業に取り組んでいる方がどういう意向なのかということも確認しながら、景観緑肥的な位置づけをどうするかということも検討しながらやっていったほうがいいのかなと質問を聞いて思いました。

それから、汚泥堆肥でございます。実は、前にも1度お話ししたかと思うのですけれども、我が町の集落排水は農業集落排水というので取り組まれまして、あれは基本は農地還元という言葉がうたわれているのです。だから、まいたら駄目なのかといたら、まいてもいいということなのですけれども、有機JAS法とかというのがあるのですけれども、そちらの世界では使える生産資材には汚泥堆肥が入るとアウトというふうになっていまして、各法の中で使えない場合もありますけれども、観光的な農業をやられている中では決して使ってはいけないものではないという認識でございます。ただ、消費者の方々とかが考えるところがいろいろあると思うので、そういうので農協さんのほうでも生ごみや汚泥が入っているのはちょっとという言葉を使っているのだと思うのですけれども、それで私もとしましてはまず今生ごみの堆肥については積極的な対応はしていないのですけれども、苗木の生産者とかに使っていただくとか、それから花壇とかの整備ございますので、そういったものへの活用も考えています。それから、何よりもやっぱり農地へ使うということであれば、うちで作っている堆肥そのものが安全なものだということ、食害、そういった試験とかもございまして、それから成分の分析とかもございまして、よからぬものは入っていないのだと、それからきちっと取れるのだということ啓発しながらその利用を、これからの環境改善とか、そういった面でも非常に取組としてはいいと思うので、そういう啓発をしながら徐々に理解を深めていくというのがよろしいのかなと、そんなふうに考えてございます。

○松本委員 理解いたしました。緑肥も有効、緑肥が土づくりにいいのだという認識は農家さんは持っていらっしゃるし、しかも行政もそれを後押ししていると。同じ土づくりで堆肥も効果があるのだと、多分もっとあるのではないかと、ただ結構使えばお金もかかるというのもあるのでしょうか、同じような方向性、ベクトルというか、の中に緑肥も堆肥施用もあって、そこに混じる生ごみと汚泥のことで有機JASに引っかかってしまうというのは初耳だったのですけれども、では有機栽培をしている農家は遠慮するだろうなというのは理解しますけれども、一方でなぜこんなものが記事になって、それを自治体に取り上げようとしているかというのが疑問の種なのですけれども、これはいわゆるルートが違うのでしょうか。何が言いたいかというと、要は今あるものを有効活用して逆手ではないけれども、少なくとも町民レベルで今副町長もおっしゃっていましたが、自家菜園だとか、高校さんも同じだけれども、同じと言ったら怒られてしまう、そういった質が良くなるということをみんなで認識して、しかも生ごみを継続して出している方々は先ほど言った文化の礎であったのと併せて成果物としてできる堆肥も利用できるというのは恩恵を受けるわけです。それこそが地域で回っていることなので、それを積極利用することで地域にも還元して、そして見た目も、それから食べてもいいということにつなげていって相乗効果というほどでもないけれども、そんなことを取り組んでいる小さい町があるぞというのはアピールできるのではないかなというようにも思っていて、有機JASから外れるといたら急にシュッとしぼんでしまいましたけれども、こういうことも取

り上げているところもあるということをごひ追い風にさらなる研究を進めていただきまして、まだ決定はしておりませんが、有効活用する方向についての方途を様々なルートで検討、研究いただきたいということを要望して質問の代わりにしたいのですけれども。

○副町長 では、答弁させていただきます。

非常にありがたいお言葉をいただきまして、大変うれしく思っています。今JAS法は、使い方が非常に限定的ですし、農地をJASで認定するのも非常に厳しい基準がございますので、一般的な農法の中では今回新聞などに取り上げられたようにいろんな資源を循環利用して、この狭い国土の中ですから、有効にやられるという取組がいいのだと思っています。ただ、消費者さんだとか、扱う流通業者さんだとかの理解というのはやっぱり一番必要になってくると。そこは、突き詰めていかなければならないと思っていますし、今堆肥センターについてもいろいろ生ごみの扱いも含めて、では生ごみをずっと続けていった場合どれくらい作業に時間かかっているのだというのも今実際作業日報細かく毎日つけさせて分析していて、それで費用対効果とかも出していききたいなと思っています。なるべく原点に戻って、堆肥はよそから持ってくる分もございませけれども、今堆肥もなるべく地域のもをよよく集めようということでは時間のあるときには伺って引取りに行けというような形で町内の量は若干増えていると思うのですけれども、そういう取組もしながら地域内循環利用というのをきちっと一つのテーマにしながら、それから緑肥も堆肥もばらばらではなくて、よその町の取組、農家の取組では緑肥をまいてすき込んで、その後に堆肥を施用するというふうにはタマネギ農家なんかやられているところもたくさんあるので、農業が生産から土づくり、そして流通と、それから町のイメージをアップするという、そういう取組をしっかり位置づけてやっていきたいなと思っているので、そういう体制がきちりできるまでは時間がかかるかもしれませんが、方向性は早いうちに出して、そういう方向をきちっと実践していくような地域体制を取っていききたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

○真鍋委員 私も堆肥センターの運営事業に関わって質問させていただきたいと思います。

ずっと過去から生産の計画、販売の計画、それには結果は全然及んでいません。計画を立てる段階でこれを達成できる見通しがあって立てているのかなとも思うのですけれども、なかなか結果は達成できないのではないかなというような数字しか出ていないので、なぜできないのか、できる可能性があって計画を立てているのかということをお聞きします。

○産業振興課長 答弁いたします。

堆肥センターの生産、販売目標がなかなか目標どおりに達成できないのにどうしてそういう目標立てるのかという部分なのですけれども、生産に関しましても販売に関しましてもなかなか実際いっていないのが現実でして、ただ近い数字には過去なったこともあるということで、その部分も踏まえながらそういう形でやっていくことはできるのではないかと、今先ほど副町長のお話にございましたようにもう一度作り方の見直しから品質の管理から、それと町内の方から畜ふん、原料分けていただくのにもこ

ちらから出向いて取りに行ったりとかというところでいろんな努力をしているところでして、何とか達成できるように頑張っていきたいなというふうに思っております。

○副町長 目標の設定の仕方と達成についてなのですけれども、去年私7月から来ていろいろ見させてもらって、そして今年、1年ちょっとたつのですけれども、なるべく早い時期にいろんなことを見直したいなと思ったのですけれども、ちょっと中身がよく分からないとやれないなというところもあって、今堆肥センターの様々な作業を実は見直しとか点検をしまして、まず目標設定については今出しているのは多分昔補助事業で出していた関係もあって、そういう施設の関係もあるので、ああいう設定をしているのですけれども、今の作り方で、28年から変わっていると思うのですけれども、その作り方で本当にこれだけの量ができるかということは今私どもみんなで作業日報きっちり作って点検しているところなので、今考えているのは来年度に向けては、今年の2年度の目標もそういう経過もあって今までの踏襲をさせていただいたということをご理解していただきたいのと、今後については目標設定についてはちょっと見直したいというふうに考えてございます。

その一つの理由には、今作っている作り方なのですけれども、実は堆肥の原料受け入れて、受入れ量も少ないのですけれども、それは一番の製造が多くいかないという原因だと思うのですけれども、製造過程を見ますと仕込みから製品になるまで平均で71日かかっているのです。従前これが始まったときは、それより10日以上短い感じでできているのです。その原因は何かということ今作業分析しているのですけれども、実は仕込みの際に添加する発酵促進剤が適正に使われていなかったとか、それから床にエアレーションというのが敷設されているのです、下から空気出るやつ。それが長年の堆積物がたまっていてがちがちに固まっていて、空気がほとんど出ていないというような状況も確認されているのです。そういった一つ一つの作り方の手順を原点に立ち返った形で今やって、そしてどれだけ作れるのだと。それから、生ごみも仮にやった場合7ピットでやらなければならないので、それでどこまで作れるかということ今検証していますので、多分皆さんにもご説明してということになりますけれども、適正なやれる目標をつくりつつ、それから収入を確保し、あと汚泥を受け入れることでどれぐらいの公共性を持って委託料を設定できるか、そういうことを検討しているところなので、ご理解していただければと思います。

○真鍋委員 今の答弁で私なりに理解するのは、今まで立ててきた生産、それから販売の計画はちょっと無理があるというふうに理解してよろしいのですか。だから、来年度からは、実際の現実に近い数字に計画を持っていくということでしょうか。

○副町長 端的に言うと、そういうことになろうかと思えます。今努力をしないのでできる目標を設定する気持ちはないので、やっぱり自主財源率を高めて行って行政負担をできるだけ少なくする、それは一朝一夕にすぐはできないとは思いますが、そういった目標としては自立に向かっていくような方向性をどうやったら出せるかということ踏まえながら、ここ何年かではどれぐらいかというような、そういう目標設定をして着実に歩ん

でいけるような計画をつくっていきたいなと思っております。

○毛利委員 先ほどの堆肥センターの説明の中で発酵促進剤でしたか、それが適正に使われていなかったということがありましたけれども、以前にもありましたよね。指導を受けていたときは、きちんと行われていたと、そしたらしばらくたったら行われていない、なぜか、メールのやり取りが途切れたとかなんとなくとおっしゃっていましたが、指導を受けていたときはできた、そして改めて指導を受けてからも堆肥はよくなったはずで、以前から比べると。それがまた何か月かたつと、守られていた作業ができていないと。だから、前に指導を受けた武田先生が言っていたのは、堆肥センターで働いている方は作業員だと、そのような表現をなされていました。ということは、働いている職員にもちょっと問題があるのではないのでしょうか。ただ、募集をした場合に応募がなかったという、なかなか従業員の補充もできなかったのも、そのところは大変なのかなと思いますけれども、従業員のそれこそ先ほどの保育所でもないですけども、教育はどのようになっているのでしょうか。

○副町長 従業員の教育なのですけれども、まずはっきり言わせてもらいますと、今までは堆肥センターの運営についてやっぱり全体の消極的な意向が従業員のモチベーションにも影響している部分があったのかなというふうに考えています。発酵促進剤を適正にまいていなかったというのは、その量の使い方だとか、冬は凍るからとか、そういう逃げ口上のところがあって、そこはいろいろな分野で私なりにやっていることを申しますと、作業員ではないですから、従業員ですから、従業員の方とは、去年はなかなか僕も動けなかったのですけれども、今年に入って役場のスタッフもそうですし、作業のあるたびに出向いています。それから、私も事あるごとに従業員とはじっくり話をする機会を設けてモチベーションをとにかく上げるようにしています。そういったことで大分変わってきています。

それと、会社組織にしても今はちょっと収入が、経費的に高い給料で引っ張ってくるということはなかなか難しい状況なので、実は今年の春農業大学校に行ってあそこの作業できる資格を持っているような方々をぜひうちにも送り込んでくれというふうにお願いはしてきていますけれども、いかんせん堆肥作りだけの会社だと彼らにしてみれば夢がないとか、正直言いますとそういうことなので、僕と一緒に産地づくりしないかというふうに声かけてきたのですけれども、そういう人材も理解が得られれば導入していきたいなと思って今ハンティングとかしているのですけれども、堆肥だけではなかなか厳しいので、地域農業を支えるような組織にどんどん変わって行って、そして人材も集めてくるようなことをしないとなかなか優秀な人材は集まらないのかなと思っています。

それと、繰り返しになりますが、内部スタッフについてはよく作り方、それから作業手順、それから健康管理も含めていろいろこれまでにないぐらい議論をして大変なことになりそうなこともありましたけれども、そういうことをやって職場のモチベーションを上げるように今は努めているというふうにご理解いただければと思います。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、32 ページ。

○山本委員 農業研修シェアハウスのことで聞きたいのですけれども、利用状況、何人ぐらい利用されているのか、あと数字を見ると満室ではなかったということ分かるのですけれども、その空いている部屋を利用して何かしてきたかとかという、もしあれば教えてほしいです。

それと、もう一つ、町営牧場維持管理事業で牧場、上久保内と立香に2つあると思うのですけれども、それぞれ何が何頭いて、要はその数が多いとか少ないとかで牧場1か所にできないのかというのを伺いたいです。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

まず、1点目、シェアハウスの利用状況なのですけれども、今年の4月、5月と4室埋まっていたところですが、5月の末に1人出まして6月は3室、7月にまた1人増えまして4室、8月、9月とまた1人出まして3室が塞がっているような状況できておりました、全部で5室しかございませんので、大体1部屋か2部屋は常に空いているような状況が続いてはいるのですけれども、そんな中で最近農業の体験なり研修なりしたいということで、今年も農業大学の本別のほうに職員がキャリアサポートに参加してアピールして農業者さんと一緒に行ってきたのですけれども、その後そういった農業大学の学生さんが1週間とか3日とか短いスパンだったり、ちょっと長めだったり、こちらの町のほうにそういった形で体験に来ていただいておりました、そのときに体験も兼ねて泊まっていたりとか、そういう形で使っております。それほど数は多くないのですけれども、そういう状況であります。

それから、もう一点の牧場のほうなのですけれども、おっしゃられたように立香と上久保内と2か所の牧場がございまして、立香のほうは馬が専門に入っております、上久保内のほうは肉牛しか入れていないということで、立香のほうは馬が令和元年度は10頭入っております、上久保内のほうは46頭の牛が入っております。1つにするという部分、今町でも行革の関係ですとか、いろいろ公共施設の見直しというところで統合に関しても検討のテーマにはなっているところがございます、一昨年からもずっと関係する農業、畜産関係の団体の方ですとか、畜産の飼っている飼養者の方ですとか、また農協ですとか、その辺のテーマについて機会のあるごとに意見を伺ったりはしてきております。そんな中でやはりおおむね1つにする方向はあるものの、1つにした後の閉鎖したほうの牧場の扱いどうするのか、あといろんな動物が1か所に集まるといろんな病気の問題とかも出てきますので、ほかにも土地の利用の状況、牧場を閉牧にしたからといってそのままにしておくと荒れ放題に荒れてジャングルみたいになってしまっても困りますねということもありますので、そういったいろんな問題点を抽出しながら、どのようにやっていくのがいいか考えているところでございます。



以上です。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、33 ページ、ありませんか。

○菊地委員 このページで有害鳥獣関係について質問したいと思いますが、令和元年度の有害鳥獣対策の農作物の被害状況とその対策の効果、結果についてお聞きしたいというふうに思います。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

町では、毎年鳥獣による農業被害額に関しまして調査をしております、令和元年度に関しては一応調査結果が479万8,000円ということとなっております。これは、とうや湖農協さんのほうで全部管内の町を取りまとめておるのですが、管内全体では6,474万4,000円というところでございます。やっぱり最も被害をもたらしているのはエゾシカ、それから次いでアライグマ、キツネといったような順番になっております。ここ数年の推移を見ますと、壮警町は大体七百七、八十万ぐらいで推移していますけれども、洞爺湖管内では平成29年度が3,700万、平成30年度が5,400万、令和元年度が371万……すみません。言い直します。壮警町の農業被害額が年間で令和元年度479万8,000円、平成30年度が480万、平成29年度が497万、洞爺湖管内が令和元年度が6,474万、平成30年度が5,403万、平成29年度が3,716万と1,000万ぐらい、それ以上のほかの町では被害額の増加が見られていると、に対して壮警町はそれほど、ほぼ横ばいといったような形で推移しているといったことが言えるのではないかと思います。

以上です。

○菊地委員 その対策、いろいろ対策をしていると思いますが、主の対策の効果、それをお聞きしたいです。

一遍に質問しますが、エゾシカの被害が大きいということで従来からエゾシカの肉をという形で資源にする地域もあるということいろいろと視察や何かもしてみましたけれども、新聞の記事でちょっと興味のあるものがあつたので、西興部村が鹿の対策の部分で資源として力を入れている記事がありました。肉だけではなくて皮、鹿の皮も使った特産品開発を行っていて、財布やキーホルダーなどに加工して道の駅とか札幌の北大総合博物館などで販売しているということなのです。鹿の革製品は、肌触りがよい上に軽くて丈夫だということでは言われているということです。それと、もう一つがエゾシカエコツアーということで、これはエゾシカのハンターを講師としてツアーをしているということなのです。銃を撃つタイミングや狙う箇所などの猟の基本を解説した後に処理場で解体を実演、夜には鹿肉のステーキやシチューを振る舞うということでツアーを組んでいる、そういう記事も載っていました。エゾシカを資源にしてということで、壮警町でもそういう取組ができないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

○産業振興課長 まず、壮警町における鳥獣対策といたしましては、昨年もありましたけ

れども、電気柵の補助事業とかを今年は当初からはなかったのですけれども、今回コロナの二次補正の関係でやはりなかなか一斉捕獲で人が密になるのはよろしくないという理由でまた電気柵を今年取りあえず単年度今復活させて、今週農業関係の皆様にご連絡を差し上げさせていただいたところだったのですが、そういった電気柵ですとか、あと箱わなを使ったアライグマの捕獲ですとか、あとくくりわななんかをやったりとか、町で一斉捕獲をしたりとか有害鳥獣駆除ということで猟友会の方に捕獲していただいたやつの尻尾を持ってきてもらって報奨金を支払うというようなことをやっております。

今菊地委員のおっしゃられたジビエというのですか、鹿肉の有効利用ですとか、肉に限らず皮とかの部材も有効に使っているところがあるのではないかとということなのですけれども、鹿肉はこの辺のスーパーでも置いてあるところはあるみたいなのですけれども、なかなかちょっとまだ一般的でないところと、壮警町の場合は自然公園といいますか、いろいろ制限の多いところも多くてどこでも一年中捕獲ができないというちょっといづいところもありまして、なかなかそういった部分が取組としてはやりづらいところではないのかなと思います。

それと、エコツアーなんかもどうでしょうかということだったのですが、壮警町の猟友会の方の会員さんといいますか、自体の数が減っているのと高齢化でなかなか動きが取りづらい方が多いという部分はありますので、逆に若いハンターさんは日中言ってみればほかの仕事、定職に就かれている方も多いので、なかなかそういったところに協力してくれるかどうかという難しいところはあるのかなと思います。ただ、もしできれば、それはそれでも楽しいかなということも感じます。

以上です。

〔発言する者あり〕

○産業振興課長 すみません。有害鳥獣対策による効果なのですけれども、先ほども言いましたけれども、大体壮警町はここ数年480万ぐらいでずっと横ばいなのに対して、それ以外の……例えば去年壮警は480万円の被害、今年は479万円の被害に対して管内は全体で5,400万の被害がありまして、今年というか、令和元年度は6,400万で1,500万被害が増えているのです。だから、その中で壮警はほぼ変わらないよというのが効果と言えるのではないかなというふうに考えています。

以上です。

○副町長 ジビエですとか、エゾシカ肉あるいは皮等の有効活用のご質問なのですけれども、私も実は北海道の事例というよりは本州の事例で聞いたことがございまして、地域の中で鹿がたくさん捕れているというか、捕獲されていると、それを見た地域の若い女性の方が何か利用できないかといって、そして皮をお財布だとかクラフトみたいな感じで作って、それ結構好評だというニュースも見たことがございまして、確かに有効な活用だと思っています。ただ、肉として活用する、あるいはエコツアーみたいなものをやる、それから革製品とか作られるという、そういう取組はやっぱり我々からこうやりなさい、ああや

りなさいと言うよりは小さな取組から少しずつ出てきて、そして肉の処理をどこでやるのかとか、そういう議論になっていけばいいのかなというふうに考えていまして、ハンターも高齢化していますので、ハンターの担い手を育てるということも一つの仕事だとは思っているので、そういう活動が今すぐはなかなか動いていかないのだとは思いますが、この地域の中でもし、今のところはすぐはできないとは思いますが、可能性はやっぱり住民からの動きとかというのがあったらいいかなと思って、何か機会があればそういう話を地域の中でしてくれるような講師を招いて勉強会をすとか、そういうレベルから始めていったらいいのかなとお話を聞いていました。答弁になっていないですけども、そんなことから始めていって地域の中から盛り上がっていけば一番いい事例になっていくのかなというふうに思っています。

○真鍋委員 私も有害鳥獣関係で質問させていただきます。

有害鳥獣の報償費の報告書を見せてもらったのですが、上期で約175万円満度になっていて、そして上期とあるから下期があるのだらうと思うのですが、この下期の報告書がない理由をお伺いします。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

真鍋委員今言われたように、エゾシカには1頭8,000円の報奨金、それからアライグマは2,000円、キツネは4,000円、カラスは800円、ヒグマは2万円というような料金がございます。年間の捕獲頭数を推定して予算立てて上期と下期で捕獲した動物の数に応じて報奨金を支払っているのですが、それが例えばエゾシカでいうと令和元年度は200頭、平成30年度が173頭、29年度が197頭とばらつきあるのですが、それを本来は上期と下期で支払うのですが、上期で全部予算を執行したら下期は払えないといえますか、有害駆除と狩猟と分けるような形でやっております。

以上です。

○真鍋委員 上期で当初予算組んだ金額出したから、下期は報奨金を払わなかったよという理解でよろしいのですか。多分下期に当たる時期もハンターさんはエゾシカの駆除等々、アライグマも含めて行ってくれていると思うのですが、あるときハンターさんの声も聞いたのですが、予算を満たしてしまっただけで報奨金は支払いませんという役場の回答だったのですよねということでした。やはりハンターさんも現地へ行く移動に係る燃料代、それから弾代等々も銃の維持にかかりますので、これが補正を組んで1年間分きちっと捕獲したものを報償費として払えばどのくらいになるかというのは私自身もちょっと想像はつかないのですが、単純にこの倍ぐらい見ておけば何とかうちの町は間に合うのかなという気はしているのですが、そこら辺の考えを伺います。

○産業振興課長 答弁いたします。

今お話がございました、要は捕獲する報奨の対象になる枠を広げればハンターさんが捕まえた分のかかった経費も含めてということだと思っております。そうできれば一番いいのかもしれないのですが、予算的な部分の制約といえますか、そういうのもあ

るものですから、現状そういう形でやっているところであります。

それと、ちょっと今前任の担当者に聞いたのですけれども、10月1日から3月31日の間は鹿の猟の解禁シーズンということになりますので、その前に捕ったのは有害鳥獣の駆除というところの扱いになるらしいのですけれども、その後については狩猟の対象という扱いになっているという部分もあるようでございます。

以上です。

○真鍋委員 今年になってからやっぱり町内いろいろ歩いて鹿は以前よりずっと増えていきます。アライグマは、見ることはめったにないのですけれども、基本的な対策というのは個体数を減らすことが肝腎だと思うのです。だから、今の答弁のように有害鳥獣を減らす期間中と、それから冬期の狩猟解禁の区分けで有害鳥獣、鹿等の駆除の報奨金を払わないというのも何となく変なのかなと思ったりします。そこら辺何とか報奨金を年間通じて払えるような方法はないのか、考えていないのか伺います。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

今の捕獲の報奨の対象になる枠を増やすためには、やっぱり報奨金予算的に増やさざるを得ないのかなというところではありますけれども、それに見合った財源とか今探して、もしあればその活用しながら充実させていきたいと考えています。

以上です。

○毛利委員 私も有害鳥獣関係でお聞きしますが、先ほどのご説明では鹿がそんなに増えていないと、大体同じような感じで推移していると、アライグマはたしか少し増えているような報告だったと思うのですが、あとはここ2年くらいに町内でキツネを見かける回数がぐっと増えまして、実際にうちの近くでも2頭ほど捕獲していただきました。ですが、まだキツネがいるわけです。でも、2回も捕獲したせいか、その後わなかけてもなかなか入ってくれない。それで、いつでしたかちょっと忘れたのですが、ある自治体では捕獲も必要なのですけれども、エキノコックスの対策として下剤を食べさせる対策を取っていると、そしてそれを何年か続けた結果、キツネのふんからエキノコックスが見当たらなくなったという報告が出ていました。そこら辺のところは、当町としてはどのようなお考えを持っているかを聞きたいのですが。

○産業振興課長 ご答弁いたします。

ただいま毛利委員がおっしゃいましたように、あそこは星野ですか、あの辺のところアライグマ用の箱わな使ってキツネを捕獲しました。一回そういった捕まったところを見ていたほかのキツネというのは、やっぱりなかなかわな自体に警戒して入ってこないで、難しいのかなというふうに感じます。これは、キツネに限らず、野良犬、野良猫の場合はそうなのでも、なるべく近寄らないで餌とか食べ物になるようなものを外に置かないようにしてというふうにして住民の方に対策を取っていただくしかないのかなというところではありますが、今言われたエキノコックスの部分、その部分については私あまり詳しくないものですから、保健所のほうからそういう検体の提供の依頼だとかもあるのです

けれども、いざ持っていこうと思ってもなかなか引き取ってもらっていないということもありますので、その辺は関係機関とも調整しながらいろいろ検討させていただければなどというふうに思います。

○加藤委員長 これより休憩といたします。再開は2時10分といたします。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時10分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

33ページ、質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 34ページ。

○山本委員 洞爺湖園地等管理事業というところで、去年も多分質問あったと思うのですが、マナーの悪い人がキャンプをするという話で温泉地区等で対策や協議をしますと去年言っていたのですけれども、どのような対策とか協議をしたのか質問します。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

洞爺湖園地のマナーの向上についてのその後のどうなったかというお問合せ、ご質問だと思います。委員からご指摘のあったとおり、ただいま洞爺湖園地及び洞爺湖の湖上のマナーの違反ということが報道等でも出てございまして、関係団体と連携いたしまして速やかに話し合いを持つということになりまして、これは壮瞥温泉、洞爺湖園地のみの問題ではなくて、湖畔全体のマナーのルールを統一化と徹底ということがまず最優先課題であろうと思われまして、これについては、環境省はじめ、関係団体、関係機関との速やかに協議を持って統一マナーといかにルールを守っていただくかということについて近いうちに協議を持つということでご理解いただければと思います。

それと、園地のキャンプとかのマナーの関係、今度は園地のテントを張るとか、そういうことなのですけれども、こちらも洞爺湖園地の船揚げ施設のマナーの問題と併せまして、あそこの園地の在り方についてこれから庁内で検討して来訪者がより快適な環境でお過ごしいただけるような方策をこれから練ってまいりたいと考えております。

以上です。

○山本委員 去年とか結構話にもなったりして、逆転の発想であんなに駄目だと言っているのにあれだけ今マナーの悪い人というふうに言われていますけれども、人が集まる場所なので、逆にキャンプできるようにしたりとかはできないのかなと伺います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

現在あそこの洞爺湖園地は、キャンプは禁止ということにしてはいるのですが、コロナの影響もあって今年は特にそういうキャンプの行為が見受けられたところでもございまして、いっそのことキャンプ場に変えてしまっただろうかというご提案でございまして、課題は多くございまして、キャンプ場にすることに当たってはそれに充足させるだけの環境整

備、トイレも含めて必要な設備投資というものが必要になろうかと思えます。もう一つが先ほど申し上げました船揚げ施設との絡みでございまして、船揚げ施設とキャンプ場を併設させるというには面積の狭いことと様々なあつれきが生じてくる可能性があろうかと予想されます。その在り方については、もう一つ国立公園法上の計画の変更等の問題もございまして、そういった課題をクリアできれば、検討の余地はあろうかと思えますが、園地のマナー向上とその活用の仕方については今後も検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○松本委員 商工会補助金、厳密に言うとその前のページの商工振興になるのですけれども、委員長のお許しをいただいて質問したいと思えますが、100万円の予算計上して結果的には支出行為がなかった特産品開発に関してでございまして、残念ながら令和元年度については実績がないという中で質問させていただきますけれども、手を挙げる方がいなかったということで、それまでなのでありますが、せっかくこのように予算づけして町内の中からそういった特産品開発にその萌芽といいますか、芽生えも含めた誘因といいますか、PRというのか、そんなところから始まるのではないかと思って質問するのですけれども、いずれにしてもないものをどうしたということは聞きませんが、この次につながる呼びかけ、そういう誘因につながるような仕掛けをこちらから仕掛けてはどうかと。せっかく予算づけした、そしてもしかしたら将来壮警町の特産品、特産品開発と書いていますけれども、本物の特産品につながる可能性あるからこれをやっているわけですから、その辺の工夫を検討できないかということが1つであります。

もう一つは、特定非営利法人そうべつ観光協会事業に関連してお伺いします。これも若干決算額とは関連ということで委員長のお許しをいただいて質問したいと思えますが、ご承知のようにコロナ禍で最大限のダメージを昭和神山地区、洞爺湖温泉、壮警温泉地区の観光業者を含めて大小にかかわらず被災を受けたと言えらると思えますが、そんな中で国の持続化給付金等支援策、それから町独自の固定資産税の減免から上下水道の減免等の側面支援と申しますか、そういったもろもろで今急場をしのいでいるという現状だと思えますけれども、宿泊施設の大型施設では回復の兆しがもう7月、8月から見えている状況の中でやはり昭和神山を中心とした壮警温泉側の日帰り客含めた、あるいは小さい旅館の宿泊客含めた数は全然回復していない状況にあるのではないかと。もっとも大口の来訪者が減っているというのは最大の原因、もっと言えば一昨年から始まっている海外からのいわゆるインバウンドと称される東南アジア系の人たちがゼロに近い、1つの国に関しては、そんな状況がダメージを大きくしているという現状がありまして、すみません、長くなりましたけれども、そんな中でポストコロナと言えればいいのですか、次を見据えた施策も観光業者、自分たちも自助努力の上で観光協会を含めた団体が自分たちの特性を生かしながら次につながることを先に仕掛けていく必要があるのだろうという思いでおりまして、そんな中、始めたばかりですけれども、新聞報道にありました壮警町独自の昭和神山の駐車

場無料化というか、そのお金を還元して購買行動につなげてもらおうという仕組み、これは蓋を開けたばかりですから、この先分かりませんけれども、そういった仕掛けを含めたいろんな方策を検討、観光協会が中心になって自分たちも知恵を絞って行動すべきなのではないかということを感じていまして、その核として役場の担当課においてもコロナ禍において十分汗をかいて努力されたことは承知しておりますけれども、あちこち奔走されて、これは町長含めたトップ含めてですけれども、ポストコロナに向けた今まで大口の、しかもインバウンドに相当負ってきた観光業の在り方を見直すというよりも、次につながるような仕組みを仕掛けていくことが大切なのだろうという思いで質問しているのですが、長くなって恐縮ですが、そんな働きかけの仕組みと申しますか、仕組みではない、そういうことを企画、調整、協議の場を設けるといような考えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

2点質問がございまして、1点目、特産品開発支援事業に対する応募が昨年度はなかったということで今後の呼びかけ、取組についてどのようにしていくかというご質問がございました。確かに予算づけいたしました、活用がございまして、これは実は平成29年度も活用がございまして、平成30年度に2件採択がございました。年によって差はあるものの、過去の経緯を見ますとやはりそれに取り組もうとする方には非常に使いやすい補助金で、新たな特産品を生み出していこうという方、熱意のある方についてはいろんな商品で2度、3度と申請をされてこられる方もおります。ただ、具体的にどのような内容であるかというのがやはり伝わりづらいのかなという反省もございまして、昨年度も募集は町の広報で2度ほどしておりますが、より分かりやすく具体的に活用していただきやすい、ご理解が得られやすいような広報周知に努めてまいりたいというふうに考えております。

2点目、観光協会との連携によってポストコロナ対策ということでご質問がございまして、インバウンドを含めた団体客の入り込み数の激減がまさしく委員ご指摘のとおり昭和山、壮瞥温泉地区の観光業を直撃している状況でございまして、顕著なのがバスの入り込み台数の落ち込みでございまして、バス乗務員を含めた壮瞥温泉の宿泊、それから団体入り込みによるレストラン、あるいは入場施設への観光客の入り込み減というのが数字にまさに表れているところだろうと思っております。観光協会との連携という点におきましては、町独自の施策でありますビジット昭和山キャンペーンにいち早く取り組んだときには観光協会のほうから次々新たな提案がございまして、チラシとか配布方法とか商品券の印刷に至るまでほぼ10日間で事業の概要が固まって非常に積極的に動いていただきました。事務局員が自ら昭和山や壮瞥温泉地区を回って事業の説明であるとか、現況について調査しておりました。こういった動きがまさしくポストコロナにつながっていく、そのように力強く感じたところでございまして、町といたしましても有効な財源を活用いたしましてこれの第二、第三弾を引き続き打てるように知恵を絞って、また観光事業者の皆様ともじかに対面で話をしてお話しして取り組んでまいりたいと思っております。実績は、まだ先になるので

すけれども、ビジット昭和山キャンペーンで用意した1万9,000枚の商品券が1週間で2,100枚もう既に渡されているということで、これらはほぼ大半消費に回ることが確実でございますので、そういった動きの中で観光事業者さんを勇気づけていけたらなど、そして皆で力を合わせてこの難局を乗り切りたいというふうに考えております。

以上です。

○森委員 私、観光費の観光施設維持管理事業、弁景地域間交流拠点施設の指定管理についてちょっと伺いたします。

これ昨年議会で委員会の所管事務調査もやりましたし、今年の出資法人の経営状況の報告でも若干触れられておりますけれども、近年交流拠点施設がキャンプサイトとしての利用が結構増えているということですが、まずこのキャンプ利用という部分が交流拠点施設の設置目的に合致しているかどうかという確認をしたいと思うのですが。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

弁景地域間交流拠点施設の条例の設置目的の中に、多様な地域間交流の推進を図るとともに、地域活性化を目指すというふうにございます。キャンプは、自主事業として指定管理者であるオロフレリゾートが平成18年から始めたものでございまして、この目的に沿ってまさしく交流拠点施設を活用してその事業を開始したものと、このように認識してございます。

以上です。

○森委員 交流拠点施設をキャンプ場としての利用が駄目だと、それを否定するものではないのです、私の質問の趣旨が。というのは、今年もかなり利用数が増えているという話を聞いているので、法的な位置づけをどうするべきかということなのです。というのは、指定管理者が当然キャンプサイトとして利用した場合に料金を徴収していると思うのですが、要は料金徴収の根拠が例えば指定管理業務の中で行う料金徴収というか、キャンプサイトとしての利用に対する料金収入なのか、それと自主事業、要するに本来の設置目的でない利用する場合に要は非指定管理業務というのですか、そういう場合は自主事業になるよということなのです。この場合でいえば、今の扱いは多分自主事業という形で料金は徴収しておられると思うのですが、本来の指定管理業務の中にもし組み込むということになれば、交流拠点施設の設置及び管理に関する条例の中に料金をうたう必要が出てくるだろうと。ですから、この部分については、今後ますます利用は増えていくと思うので、設置条例の中に料金をうたい込むかどうかの部分について今後研究、検討していただきたいということでございます。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

自主事業というのが指定管理者に対して委員ご指摘のとおり利用料収入を収受して、これはオロフレでいうとキャンプ場であるとか研修室の使用料とかというのは条例に定められているところでございます。失礼しました。リフトです。訂正いたします。リフト料金であるとか、研修施設、和室であるとか調理室であるという点は条例化されてございます。



自主事業というものがどうかという点でございますが、自主事業というのは条例に定められた枠組みの中で地方公共団体の長の承認を得て自由に料金が設定できるものであります。条例の目的から逸脱しない範囲内で、指定管理制度というのは民間の力を利用して町の行政経費を圧縮しながら運営して経済的に回していこうという制度の中で自分たちの工夫で収入を得て、それを財源として施設管理に回そうという目的のものでございます。という点では、キャンプ場を自分たちで新たに事業として起こして、またあそこの手洗い場も自分たちで整備していただいたという中で工夫して整備して利用料収入を得ようという取組の一環として行われているものと認識しております。ただ、今ご指摘を受けました本来の行政財産としての条例の目的に反して、地域間の交流という点で本来町がやるべきでないかという点も含めまして今後いろいろ調査をして研究してまいりたいというふうに思います。

以上です。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 35 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 36 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 37 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 38 ページ、ありませんか。

○毛利委員 この少し前に挙げようかなと思っていたら、遅れてしまい、学校の作業において資料を見てもラウンドアップが使用されていました。まず、伺いたいのは、いつ頃からラウンドアップを使用しているのか、これは小中高3か所とも行われているのかお聞きしたいのですが。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

ラウンドアップの使用ということですが、恐らく除草剤かなと思います。恐らくグラウンドですとか、そういったところの除草のための使用かと思えますけれども、小中高全部かと言われると、そこまで詳しく見ておりませんが、ある程度グラウンドなんかの除草にはそういった除草剤を使って、総合グラウンドにおいてはスポーツ振興のほうで草刈りあるいは除草、そういった作業を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○毛利委員 なぜラウンドアップが使われているか聞いたのは、以前から強力な除草剤だということは認知しておりますが、発がん性があるということで私なんか家庭でも使っていないのですが、ほかのヨーロッパとか国、除草剤の系統として2系統あるのですが、大体がみんな使用を減らすか中止にしているのです。それがなぜか分からないのですけれど

も、日本の場合は規制が逆に緩んで使えるようになってきているのです。特にラウンドアップのほうに係るグリホサート系除草剤、これは発がん性があると言われていたり、またもう一つのほうのネオニコチノイド系、これは脳への発達障害というの也被われている。そしてまた、結果がはっきり出ていないわけですが、使っても安全だよということは。こういう不安なところがある除草剤という使用はどうかと思ひまして、できるのであればほかの使える除草剤というのを検討して使用されてはどうかと思ひのですが、いかがでしょう。

○加藤委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時36分

○加藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

今除草剤の使用ということありましたけれども、児童生徒の安全を確認しながら、そういった除草剤の選定等今後検討していきたいというふうに考えております。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、39 ページ。

○松本委員 壮警高校の教育振興事業費で質問いたしたいと思ひますが、中身についてはさきの定例会の議案審議の中で壮警高校のJGAP取得の諸費用を追加補正した内容に関わるわけでありますが、その際に議論の中で発言は控えたわけでありますが、個人的な考え方として思っていたこととすれば、このJGAPというのは取り組んでいることは非常に素晴らしいことなのでしょうけれども、あくまで個人の考えで言わせていただくと、同僚議員も質問してございましたけれども、生産物の安全管理もあります。環境保全ですとか、労務管理ですとか、生産過程全般を含む言わば農業経営全般に対する裏判保証のような意味合いで理解してしまひて、JGAP、何でギャップというのですか、普通に読めばギャップですけれども、どうでもいいですけれども、グッド・アグリカルチュラル・プラクティスというのでしょうか、きっと。プラクティスだから、実践です。そういうふうなことを考えますと、それは否定するものではないのですが、むしろ壮警高校目指すべきは有機JASではないかなと思ひてしまひて、要するに成果物としての産品が有機で質が良くておいしいよというのが一つの売りとなるのではないかと。むしろ農業生産過程の農場経営よりは、そちらのほうブランドイメージを上げるのではないかと。思ひてしまひて、だったらむしろ有機JASを目指すべきではないかと思ひて、そういった意見を言っているのですが、この際有機JASもどうだということも提唱しようと思ひましたら、先ほど副町長とのやり取り、答弁の中で生ごみ堆肥や汚泥堆肥が有機JASから外れるということを知りませんでしたので、おっと持論を変えなければいけないわけですが、ちょっとこれは一工夫要りますが、いずれにしてもアンテナショップで売ったり、あ

るいは道の駅でも結構お客さんがついていらっしゃいますし、前からもたまに発言させてもらいますけれども、そういった小さな町でも農業高校として頑張っ成果物として結果として地域に還元、好評を得ているというのは非常に学校にとってもプラスでしょうし、また地域農業にとっても相乗効果があるのではないかなという思いがありまして、そんな思いで発言しているのですが、そこでまとめ方とすれば有機JASの取組はどうでしょうかということにしておきますが。

○生涯学習課長 ご答弁申し上げます。

壮警高校においては、地域に関わる活動、委員おっしゃいました朝市ですとかりんごまつり、収穫祭、道の駅、それからめぐみの販売で農業高校としての教育の成果というところでの発表の場でそれぞれ実績といいますか、成果を上げている状況でございます。先日の部分で補正予算のJGAP取得というところで、壮警高校といたしましても農産物の生産、加工、それから販売まで学ぶカリキュラムの一連の流れの一つとしてJGAPを推進していきたいということでございまして、その辺今後壮警高校としてそれぞれの地域社会の貢献ですとか、農業高校としての地域の貢献を進めていく中で先ほど委員おっしゃられました有機JAS、それも選択肢の中に入ってくるのかどうか、今後壮警高校と協議を進めながらといいますか、高校の考え方どうなのかということを確認をしていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○教育長 ただいま松本委員のご質問に課長から答弁したとおりでございますが、もう少し私のほうで補足をさせていただきたいと思えます。

今回JGAPの資格取得を目指したという中には、実は学習指導要領改訂になりまして、その中に農業科目の学習指導要領にJGAPの学習を取り入れることということが入ってまいりました。資格取得を目指すのではなく、JGAPというのはどういう検定といいますか、いろんな要素がありますけれども、なぜそういったことを取り組んでいくのかということから含めてどういったことをしなければ、GAPの条件にきちっと沿っていくように整備をしていくということで学習指導要領の中に入ってきたものでございます。したがって、まずそれを高校の段階で先生方も含めてしっかりと研修を積んで、そしてその内容をしっかりと定めていくということを学ぶことがまず大切な要件だというふうに考えております。そういったことが学習指導要領に入ったということも含めて、国のほうも補助金でしっかりと援助していただいてその資格を取っていくというようなことで今回取組を始めたということでございます。有機JASにつきましても、ちょっとレベルが高いのかなというふうな認識を持っておりまして、全く触れないということではないと思えますけれども、生徒たちは当然そういったことも学んでいくことになるかと思えますけれども、まずはJGAPのほうでしっかりと高校としてそういった資格を取得していくということになるかと思えます。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、40 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 41 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 42 ページ、ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、一般会計歳入歳出決算全体について。

○松本委員 全体といいますか、結果としての令和元年度の決算について監査委員さんの講評もございましたし、成果概要にも載っていますけれども、結果として当年度収支 660 万の三角ではありますけれども、触れてあったように過去 2 年に比べたら大幅な改善であるということ踏まえて、端的に説明できないかもしれませんが、様々な要因があるとは思いますが、その要因を分かりやすく説明いただければというのが 1 つと、実際今はコロナ禍において予定していなかった支出を 3 月定例のときもそうです。臨時会も含めて、そして 6 月、9 月と立て続けに支出していますから、今年度の経過どうだという質問は避けませんが、ただ一方で先に先行的な投資をしましたけれども、国からの財政支援というのは後づけですけれども、来たり、ついでに地方創生交付金もコロナ絡みで結構ボリュームのあるものが来て、恐らくですけれども、見たら分かりますが、近年現状、それから近い将来支出を見込んだものも織り込んで予算化しているというふうに見えていますので、もしかしたらそれが好転につながって将来支出を抑えることで財政健全になればなというようなことを素人ながら感じながら質問しているのですが、その辺の見込みが分からないでしょうけれども、想像で結構でございますが、まず最初に言った 660 で済んだ決算の状況について総括いただきたいということと、このコロナ禍でいろんな支出が多くございましたけれども、国の支援等は結構ございましたので、それを勘案した場合にこの先どうなるのかというようなことが分かりやすく説明いただければありがたいのですが。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

実質単年度収支 667 万 4,000 円の赤字であったが、過去に比べると大幅に改善しているということですが、こちらにつきましては財政全般的なことだと思いますけれども、基本的には近年は財政調整基金からの繰入れを 2 億前後繰入れしなければ予算を組めない状況であったということで厳しい財政状況ではあるのですが、普通交付税も若干いい方向に向いているのかなというふうに令和元年度は思っておりまして、あとは歳出のほうの事務事業のほうで健全に事業を執行できたのかなというところもあつたりしますし、様々な要因があつての実質単年度収支だつたり、実質収支だつたりが数字として表れてきているのかなと思いますけれども、今後につきましては普通交付税ですとかもちょっと厳しい状況になるのかなというふうに思っておりまして、もちろんコロナがあつて国の財政状況が悪くなれば地方の財政にも影響が出るものもありますし、あとは普通交付税でい

ば、今年度国勢調査がありますけれども、その人口がR3年の普通交付税の人口として使われますので、その辺の影響が出てくるのかなというふうに思っております。また、さらに公共施設もどんどん古くなっておりまして、維持管理する経費もかかってきますので、そういった部分も厳しくなる要因の一つかなとは思っております。

ただ、逆にプラスの要因といいますか、いい方向に向きそうなのが公債費が減ってきているということで、借金の償還ですけれども、平成17年から21年に行ったまちづくり交付金事業の償還が今年度でほぼ全部終わるということで今後、令和2年度も公債費は減っているのですけれども、令和3年、令和4年も5,000万、6,000万ぐらいのペースで減っていく見込みで考えておりますので、その辺はいい方向に向いてくるのかなというふうには思っております。

ただ、今年度の予算でもまだ財政調整基金の繰入れ1億切ったといっても9,900万の繰入れをしないと予算を組めない状況でしたので、そこを改善して今の時点では見通しでは今年度末財政調整基金がもしかしたら積めるのかなと、逆にプラスになるのかもしれないような見込みではありますけれども、今後大きな事業も予定しておりまして、そういった事業をやる際には減債基金ですとかもどんどん積んでいかないと償還するときにまた財政状況が悪化するということも考えられますので、その辺も考慮して財政運営をしていかなければならないのかなというふうには思っているところでございます。

○町長 財政の関係で総括的な答弁ということで、今担当課長から担当としての見通しを答弁させていただいて、そのとおりであると思っておりますが、私からも総括的に申し上げたいというふうに思っているところであります。

財政運営につきましては、住民の皆さんに直接関係するような行政サービスですとか、経済的に支障の来さない範囲で行政改革の趣旨にのっとり支出の抑制に努めることは当然のことではありますが、その辺の徹底を図りながら有利な財源の確保に全職員、全庁的に取り組んできたところであり、決算審査の中でも何件かご質問がありましたけれども、様々な要因がある中でふるさと応援寄附金が過去最高額になったですとか、こうした努力によって今回の決算になったのかなと、このように思っております。行政改革の取組にしましても8月の末にまとめておりますけれども、手元の資料では元年度の目標額は4,600万、収支バランスを図るということでありましたけれども、実績として7,658万7,000円という数字が速報値というか、ありまして、行革の目標に対しても様々な要因ありますけれども、達成度も160%ぐらいになっていると。こうしたことでありますので、一定の運営になっているのかなと、このように思いながらも、それと同時に行政改革を策定時、令和元年度の基金残高の想定なのですけれども、これは14億9,400万円という設定というか、でしたけれども、実績としては16億9,300万円ということで、比較すると行革の策定時に比べて2億円ほど収支改善がなされていると。ただ、一方でまだまだ厳しい状況は続いているという認識を持っているということで、これからも皆さんのご理解を賜りながら、歳出の抑制と一方で有利な財源の確保に向けて職員一同気持ちを一つにして取り組んでいくこ

とが必要なのかなと、このように思っているところであります。

また、感染症対策もあり、大きな国の財政出動があるわけでありまして、これから国並びに地方の財政運営については今まで経験したことのない分野に踏み込んでいくことであり、なかなか今コロナの関係で情報が入ってきませんが、通常であれば国はもう概算要求をしている時期であります。こうした情報、状況で漏れ聞いているところによりますと、一般の概算要求が各省庁では10%減ぐらいで始まっているということも聞いておりますので、そうした未知の経験したことのない分野に今後入っていくことも想定しながら、情報を注視、収集しながら財政運営を行っていきたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようよろしくお願いをいたします。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、国民健康保険特別会計歳入歳出決算全体について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算全体について質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、介護保険特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 次に、集落排水事業特別会計歳入歳出決算全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○加藤委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号 令和元年度壮瞥町各会計歳入歳出決算認定については認定すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○加藤委員長 これにて本特別委員会に付託されました案件の審議は終了いたしました。  
よって、決算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2時57分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために  
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員